

令和7年第2回滝川市議会定例会（第7日目）

令和 7年 6月19日（木）

午前 9時53分 開 議

午後 2時51分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	10番	木 下 八重子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稲 井 健 二 君	建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君	財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	寺 嶋 悟 君	事 務 局 次 長	壽 崎 行 洋 君
書 記	小 島 亜 美 君	書 記	林 麻 結 君

開議 午前 9時53分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において木下議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付しておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派清新の木下です。

◎1、市民生活行政

- 1、熊対策について
- 2、江部乙地域農村部の防犯について
- 3、声の広報について

それでは、まず市民生活行政のうち、熊対策についてお尋ねいたします。先月、滝川市民ゴルフ場周辺の石狩川河川敷で熊のような動物の目撃情報により、パークゴルフ場が一時閉鎖されたほか、菜の花まつりを控えた江部乙町内の市街地近郊で熊のような動物の目撃情報が寄せられるなど、市民の安全を守る観点から迅速かつ適切な対策、対応が求められています。熊の目撃情報があった際の現在の対応状況と今後の具体的な熊対策について伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 木下議員の質問に答弁をさせていただきます。

ヒグマ対策についてのご質問ですが、ヒグマの出没、目撃したですとか、ふんや足跡があったですとか、そういった通報が寄せられます。そうになりましたら、直ちに猟友会の会員と市の職員で編成いたします鳥獣被害対策実施隊と警察で出没状況や残された痕跡を確認する現地調査を行います。現地調査後には、出没情報を市公式ホームページや市公式ライン等で発信するとともに、関係機関への情報提供や出没場所周辺住民への訪問、チラシを渡したりですとか、口頭で警告したりすることに加えて、注意喚起看板の設置などにより広く注意を呼びかけます。また、鳥獣被害対策実施隊員による主に早朝、それから夕方のパトロールや現地調査でヒグマを引き寄せる誘因物を特定

できたときには除去などの対応を行っております。

今後の具体的な対策ですが、令和6年度には市民の意識啓発を図るため、ヒグマの生態や日常生活での被害防止対策について講演する市民セミナーと、実際に出没現場で対応いたします警察官、猟友会会員、市職員を対象に、役割分担や調整事項を整理し、連携強化を図る机上訓練を実施したところですが、今年度につきましても引き続き実施すべく準備を進めているところです。また、令和6年度から設置した鳥獣被害対策実施隊は、今年度隊員の数を増員して体制強化にも取り組んでおりますけれども、今後も被害の発生を防ぐため、関係機関や近隣の市町と連携いたしまして確実な対応を積み重ねることができるよう努めてまいります。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 1つだけ再質問させてください。

昨年度は4人だった鳥獣被害実施隊員が今年度はその5倍、20人の体制に増えたというところであります。こうした人員の大幅な強化は、それだけ市が市民の安全を守ることに力を入れてくださっているのかと思います。現場でご尽力いただいている隊員の皆さんには心から感謝申し上げたいと思います。

そこで、お伺いしたいのですが、この20人体制になったことで昨年と比べて実際にどのような成果や変化があったのか。例えば出動の回数が増えた、現場での対応が早くなったとか、また市民からの情報や相談にこれまでよりも細やかに当たられているかどうかなど、具体的な例があればぜひ教えてください。また、隊員の方が増えたことで地域の方との連携や情報共有がどのように変わったのか、運用面でどのように工夫されているのかがあればお伺いしたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 木下議員からの再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、令和6年度は4名でした。ハンタークラブから推薦された方お一人と、それから市の職員3人ということでしたが、今年は20人ということで、市の職員は5人なのですが、最も大きな変化はハンタークラブの推薦の方が15人に増えたということですのでございます。昨年の運用といたしまして、基本的に鳥獣被害対策実施隊は、まずは先ほど申しました一時的な部分、目撃情報があったときにそこに行って、それが本当の熊のふんなのか、足跡なのかという確認をしていただくという部分を大きな役割としてまいりました。基本的には、その後ハンタークラブのほうをお願いをして朝夕のパトロールをしていただくというような形で運用を1年してみました。

今年になりましてその形を変えたというのは、朝夕のパトロール等をしていただくハンタークラブの会員につきましてもある程度人数を固定していただいて、ヒグマの生態等になるべく詳しいような方を育てていっていただきたいというお願いと、それから連絡体制、市からハンタークラブの目撃情報の確認をする方からほかの方への連絡をどのような形にするかということのなかで、ハンタークラブの推薦を増やしたというのが実態でございます。今年度、私の記憶ということで、もしかすると数が間違っているかも分からないのですが、7件ほど目撃情報があったかと思います。ほとんどは江部乙の丸加高原周辺の目撃が今年のところは多いような状況になってございますけれども、その中でも目撃があ

ったときに確認をするという部分については昨年と変わりませんけれども、それをライン等を活用してハンタークラブの会員の皆さんに直ちに情報提供して情報共有をすると、そして朝夕のパトロールにつなげるという形で、現在のところ私が聞いている限りではうまくいっているというふうにお聞きしております。今年もこの後、夏場、秋、冬と木の実等が多くなる時期になりますともしかするとヒグマという情報がまた入ってくることもあろうかと思えますけれども、その中でもこの形でまずは進んでみまして、不足の部分等はないか、それからもっと来年に向けていい形がないかということを研究したりしながら市民の安全対策を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 次の質問に移ります。2番、江部乙地域農村部の防犯について伺いますけれども、この地域では外国語で会話する複数人が個人の物置などを物色するような行動や姿が度々目撃されており、防犯上の不安が高まっています。ある農家では、車にステッカーを貼られたり、敷地や納屋に侵入された被害もあり、地域住民の間では空き巣や盗難などの犯罪につながるのではないかとといった治安の悪化が心配されております。警察に頼るだけでなく、市として住民に対して警戒を呼びかけるなどの防犯対策を行うべきと思いますが、見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 江部乙地域農村部の防犯対策についてのご質問でございますけれども、江部乙町などの農村部におきまして金属類の買取りを目的とした外国人と思われる業者が地域を訪問して回り、トラブルとなっているという事案が発生しているというふうに聞いております。こうした情報を得たときは、滝川市公式ラインの地域の安全・安心・暮らし情報のジャンルから市民等に向けて注意喚起の情報を配信しております。ほかにも回覧板ですとか広報たきかわにより防犯や消費者被害防止についての情報提供を行っております。公式ラインでの配信などのほか、不審者情報や特殊詐欺の予兆電話などの情報につきましては、防犯関連団体等へファックスにより情報提供を行い、それからまたFM G's k yの番組を活用させていただいて注意喚起を行っていただくなど、広く情報が提供されるように取り組んでおります。

市民の皆様には、不審な訪問や電話などを受けた場合には、市の暮らし支援課や滝川警察署へ情報をお寄せいただくようお願いし、寄せられた情報につきましては市と警察署、防犯協会などの関連団体と共有をし、安全で安心な地域づくりに努めてまいります。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 それでは、最後の質問に移ります。声の広報について、広報たきかわを読み上げ、録音されたテープを貸し出す声の広報は、長年にわたるボランティアの方々のご努力により行われております。現在音声はカセットテープによって貸出しされていますが、より多くの市民がアクセスできるよう、ホームページなどでの音声発信やラジオ放送など他の媒体を活用する方法も検討すべきではないでしょうか。カセットテープ以外の媒体による効果的な展開の可能性について市の考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 声の広報についてのご質問にお答えをいたします。

滝川市婦人ボランティアクラブ様によります広報たきかわの朗読、声の広報は、昭和５７年６月にスタートされ、以来４０年余りにわたり、視覚に障がいをお持ちの方や文字を読みにくい方に市政情報を声でお届けいただいております。ありがとうございます。その中では、記事を正確に読むだけではなく、掲載されている写真やグラフなども目が不自由な方でも理解いただけるよう工夫を凝らし、聞く方の視点に立ち、収録をしていただくなど、きめ細やかな配慮をいただいております。現在声の広報は、毎月カセットテープに録音され、福祉課や図書館などに配置するほか、滝川身体障害者福祉協会を通じて希望される方へ郵送を行っております。

カセットテープ以外の媒体による効果的な活用につきましては、カセットデッキを持たない方や視覚に障がいがない方でもお気軽に声の広報を聞いていただくことができるよう考えてまいりますけれども、例えばご質問の市公式ホームページへの音の掲載となりますと、録音機器を整えたり、ホームページを改修する費用も生じますので、活用方法と費用とを併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、通告順に従いまして質問してまいりたいと思います。

◎１、保健福祉行政

１、介護従事者の人材育成と確保について

介護保険制度が創設されたのが２０００年、それから二十数年たっておりますけれども、この制度の目的自体は家族が担ってきた介護を社会全体で支えていくということを目的に創設されたわけです。それで、今はいろいろな形の家族介護があります。老老介護、認認介護、あるいは若い方々が自分の家庭の介護をするヤングケアラーという形で様々ありますが、２０２５年には介護を受ける側の高齢者、いわゆる後期高齢者に団塊の世代の方がばあっと押し寄せる時代が今２０２５年問題とされております。２０４０年には２７２万人の介護職従事者が必要だとされておりますけれども、私はここで質問します。現時点で本市全体における介護需要に対し、民間事業者を含む介護従事者数の把握状況について伺いたいと思います。

また、将来的にどのような推移をたどっていくのか、そういう予想をされているのか伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 滝川市の７５歳以上の人口ですけれども、２０２５年３月末時点では７，８５４人に対しまして、現計画である第９期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましては２０３０年には８，５６２人と７０８人増えると予測しています。また、要介護認定率においても、２０２５年３月時点は１７．８パーセントに対しまして、同計画において２０３０年には１９．５パーセントと１．７パーセント上昇すると予測しております。全国と同様に要介護認定者の増加が見込まれ、介護職員の需要数がさらに増加することが見込まれております。

また、同計画策定に向け実施いたしました介護人材の育成と確保に関する調査におきまして、市内の介護保険サービス事業所のうち約60パーセントの事業所が介護職員に不足感があるというふうに回答しております。同計画の介護人材に係る需給推計では、介護職員の需要推計数と供給推計数につきまして、2020年には需要数及び供給数ともに567人ということになっておりますけれども、2040年には需要推計数が764人、供給推計数が603人ということになり、介護職員が161人不足すると推計しております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 慢性的にやはり介護従事者が不足しているということで、2040年には161人が不足するということです。それで、国においても滝川市においても介護従事者を確保するための育成だとか、いろんな形でやっております。国は、例えば介護従事者の処遇改善だとか、あるいは離職を防止するために支援策を打ったり、外国人人材を入れる環境を整えたりといろいろされております。滝川市においても、介護職員の方に資格取得用の支援金が先日給付されるような議案も通りました。様々されておりますけれども、将来を見据えた介護従事者の人材育成と確保に向けての本市としての対策を伺っておきたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 先ほどご説明させていただきましたけれども、今後介護職員の不足が推測されているとお答えいたしました。課題解決に向けた取組といたしましては、まず行政としての施策、それから介護サービス事業所としての対応、行政と事業者が協働で取り組めること、これらを整理いたしまして効果的に取り組むことが必要だというふうに考えております。行政として求められている施策としましては、介護人材に関する状況の把握、市民の介護職に対してのイメージアップ、介護職の資格取得支援、業務の効率化、生産性向上に向けた対策への支援などを考えております。具体的には、介護の仕事のイメージアップや介護の理解を深めるために、広報たきかわにおいて介護の特集記事の掲載や広く一般市民を対象に介護の基礎知識を学ぶ介護ビギナーズ講座の開催、資格取得のために受講料助成をする介護資格取得支援事業、介護事業所の業務の効率化や生産性向上のための介護ロボット、それからICTの活用研修会、こういったものを滝川地域介護サービス事業者連絡協議会と連携して実施しているところであります。

令和7年度からは、新たに介護職員が健康で継続的に働き続けることができるよう、介護事業所向けに健康セミナー講師派遣事業を開始しているところであります。また、教育委員会が行っております中学生のキャリア教育職場体験学習におきまして生徒が介護や福祉を学ぶ機会として、受入れ先に介護事業所の登録を増やす働きかけも行っております。今後も介護職員の不足が推計されることから、引き続き介護事業所の状況把握に努めるとともに、国や北海道の状況も注視しながら関係機関と連携して継続して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 様々な取組をされているということが理解できたと思えます。なかなかすぐには効果が出ないと思えますけれども、地道な対策とその継続をお願いしたいなと思えます。

◎ 2、病院行政

1、滝川市立病院の病床数について

次に、滝川市立病院の病床数について質問いたします。病床数の削減による経営的な影響、そして市民への影響についてどのように考えているのかを伺いたいと思います。今市立病院は病床数削減に向けて取り組んでいると思いますので、この段階で伺っておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 病床数の削減による経営的な影響及び市民への影響についてのご質問でございますけれども、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に移行してからコロナ禍以前の入院患者数に戻らないという状況に加えて、常勤医師の減員の影響もあり、入院患者数の増加を見込むことは一層厳しい状況にあります。令和6年12月に副院長をはじめとした市立病院幹部職員による経営改善検討会議を設置し、現行の手術や2次救急などの急性期機能は維持しつつ、適正な病床数への見直しの議論を行っており、関係機関と協議、調整の上、7月末までに方針を決定する予定でございます。

仮に病床数を見直すということになりますと、地方交付税のうち普通交付税や特別交付税で病床数に応じて繰り出される金額の減少、そして医療職の確保などの影響も懸念をされるところでございます。ただ、現行の急性期機能は維持をしていくという前提でありまして、当院を取り巻く諸情勢を踏まえた許可病床数の変更を図るということを想定してございます。地方交付税が減額となる一方、適正規模とする病床数に転換していくための支出の抑制及び収益の確保策なども同時に検討をしているところでございます。また、医師の派遣に影響が出ないように、医育大学の医局には理解を求めてまいりたいと考えております。市民の皆様にはご不便をおかけしないよう配慮をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 許可病床数が314で44床が休床していたということで、これまではそんなに影響がなかったのだと思います。ただ、今答弁でありましたけれども、許可病床数を削減することで医師の招聘に影響が出るのではないかとということも考えるわけです。あるいは、病床数を削減することによって、これまではなかった入院するのに市民が待つことが起きるのではないかと、そういうことを心配しておりますけれども、この点についてどうなのか伺っておきたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 2点再質問をいただきました。まず、1つ目にいただいた医師の招聘に対する影響でございますけれども、314床という許可病床を減少するとすると、やはり病床数に対するイメージというものもございますので、医局からの医師の派遣、これに影響が及ぶ可能性は十分でございます。そこで、院長、副院長を中心に医局には説明、理解を求めていきたい。これは、今年度のうちに医局に対して要請をしていきたいというふうに思っております。

また、市民の皆様にご不便をおかけしないようにというお話を申し上げたのは、許可病床は当院314床でありますけれども、平均して昨年度は170床という稼働病床数でございました。そうすると今の許可病床数は少し過剰に持っているという形になろうかと思いますので、この過剰に持

っている部分を今の適正規模に減少していくというようなことを考えておりまして、市民の皆様にはご迷惑、ご不便をおかけしないような形で減少をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 若干は医師の招聘に影響が出るということです。許可病床数を減らしていくことで、例えばまた戻すよということになったときにそれは簡単にできるものなのですか。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 国全体の流れとして過剰な病床数を削減していくという方向性になっておりまして、基本的には許可病床を削減したものを、元に戻すということは困難なことかと思えます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 困難だということであれば、将来的に自治体病院が統合されるようなことになった場合、砂川市立病院、滝川市立病院、この2つの病院の体制になったときにはまた状況が変わってくるのです。例えば市立病院で170まで減らしたとする。だけれども、もうちょっと増やさなくては行けないと、そういうような状況になったときは、問題なく元に戻すとか、増やすとか、そういうことは可能だということですね。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 他の地域も含めての病床ということになってまいりますと、今中空知地域医療構想調整会議の中で適正な病床数については議論をしているところでございます。このような議論の中で、適正な数というのはそれぞれの適正なところ、砂川市立病院というお話が出ましたけれども、砂川市立病院も滝川市立病院も、その他の病院も含めて適正な病床数を議論していくということになろうかと思えます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先ほど来お話がちょっと出ておりますけれども、次の質問に移りたいと思います。現時点における滝川市立病院の適正病床数とその根拠について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 現時点の適正な病床数とその根拠についてのご質問でございますけれども、常勤医師の減員の影響に加えて患者の受療動向の変化が非常に大きく影響しております。他の自治体病院等の動向も含めて考えますと、コロナ以前の200人を超える1日平均入院患者数には戻らないというふうに判断をしているところでございます。現在の当院を取り巻く諸情勢と直近の入院患者数の動向を踏まえますと、平均170人程度の患者を受け入れられる病床数が適正な数であると考えております。

なお、冬期間は感染症の流行や転倒などによる外傷も多い季節であります。患者数が増加する傾向ではありますけれども、こうした一時的な患者数の増加に対しましてはオーバーベッドとして月間平均で、許可病床のプラス5パーセントまで認められる診療報酬上の特例措置もございます。これらも考慮しつつ、市立病院として必要な許可病床数を決めてまいりたいと考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今やはり170ぐらいではないかと、適正病床数が。

それで、次の質問なのですが、この病床数削減後、使用しなくなったベッド及び病室はどのようなのか、そのことを伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 病床数の削減後使用しなくなったベッド及び病室に関してのご質問でございますけれども、許可病床数の変更につきましては7月末までに地域内での調整の上で方針を決定することとしておりますので、現時点でどのようなになるか申し上げることはできませんが、許可病床数を見直しても、一月の平均入院患者数の5パーセント未満であれば許可病床数を超えても診療報酬算定上やむを得ないとされております。これまでも感染症流行時や他院の病床数が逼迫している折には当院において入院患者を受け入れ、病棟が満床の状態で運用していた時期もございます。現在の入院患者数がそのまま維持される前提ではありますが、今後におきましても地域中核病院の責務として病室やベッドは急な患者数増にも対応できるような運用を検討しております。

○議 長 三上委員。

○三上議員 不用になった、多分今使わないベッドを保管しているのだと思うのです。それって無駄でないですか。そういう活用を考えたほうが良いと思うのですが、伺っておきます。

○議 長 三上委員、次の質問ですか。次の質問と関連していると思うのですが、別ですか。

○三上議員 いえいえ、今の質問です。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部長 まず、170床というところは年間平均でございます。年間の中で非常に繁閑がございます。例えば一月の単位で申し上げますと、昨年度、令和6年度では一番少なかった月、令和6年5月ですが、このときには145.5人という平均でした。これに対して、一番多かった月は令和7年1月なのですが、203.5人の平均でございます。これは、1日の平均に置き換えますともっと差は開きます。一番少なかった日は127人でした。一番多かった日については224人入っていたというような状況です。ですから、まず自治体病院の責務として満床で入れませんというところは極力避けたいということでもありますし、こうした実績を踏まえて過不足なく許可病床を設定しながら、ベッドに関してもそれでも余剰だということについては削減をしながら、どのような運用が一番いいのかというのは今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 確かに満床になって入れないということになったら困りますので、ある程度の余裕を持って確保しておくということです。

それで、病院関係では最後なのですが、4番目、病床数の削減後、空き病室の活用策として例えば介護施設等に転用するとした場合、地方交付税の減額などの影響を懸念します。それで、空き病室を活用することによるデメリットはどのようなものが挙げられるのか伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 空き病床の活用についてのご質問ですが、現状は許可病床314床

のうち44床を休床してございます。許可病床につきましては314床のままということで、現段階では他の用途への転用はできない状況になっております。今後につきましては、現状の許可病床を削減する方向で議論を進めているところです。その場合に全面休床している病棟の活用につきましては、全面を削減とするかどうかも含めてまだ結論は得ておりませんが、病床削減後の運用は今後の課題であると認識しております。介護施設等への転用に限らず、病床を削減した場合には3年間の段階的経過措置を経て普通交付税の削減を受けることになります。病院改築後10年を経過した場合には、企業債償還に係る地方交付税については従来の元利償還金に対する普通交付税措置について継続される仕組みとなってございます。

空き病室を活用してのデメリットということでございますけれども、直営事業を行うには事業展開上も人員確保上も様々なハードルがあるものと承知しております。また、収支がしっかり見合うシミュレーションを組んだ上で、事業として少しでも病院の収益につながる可能性を模索する必要があります。いずれにいたしましても、他院の先進事例などを考察した上で、事業としてのメリットを得られるか、あるいはニーズをうまくつなげられるかといった点につきまして慎重に検討させていただきたいと思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 削減するにしてもやはりデメリットが大きいことが分かりました。

◎3、教育行政

1、市立小学校の開門時間について

最後の質問です。教育行政の市立小学校の開門時間について伺いたいと思っております。各小学校の判断により、午前7時45分から午前8時までの間に現状は開門されております。家庭の事情等で早く登校せざるを得ない児童もいることから、午前7時半から開門するなど柔軟な体制で児童を迎え入れることへの見解を伺いたいと思っておりますけれども、今教師の働き方改革が叫ばれる中で逆行するような質問であります。小1の壁とって、今まで保育所に預けていた子供が小学校へ入ることによって、親御さんが何らかの工夫をしながら子供を送り届けているということがありますけれども、こういったことに対して子供の安心、安全という観点も含めて柔軟に対応できないかということをお願いしたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、市立小学校の開門時間に関する質問についてお答えをいたします。

本市では、各小学校の実情に合わせまして開門時間を午前7時45分から午前8時の間で設定しております。ご質問にありましたようにご家庭には様々な事情があるということは承知しておりますが、一方で、議員も触れられておりましたが、教職員の成り手不足の解消、あるいは効果的な教育活動の推進などを目指し、国全体で教職員の働き方改革を進めているところでもあり、各小学校においてはこうした様々な事情を鑑みて開門時間の設定を行っております。ただ、その時々天候ですとか、あるいは不審者の出没情報など、状況によってはその日の開門時間を早めるなど柔軟な対応もしております。

また、新1年生が通学に慣れるまでの間については、校長、教頭をはじめ、教職員が出迎えして挨拶運動を行うなどをしております。また、後段触れられておりました小1の壁ということで、全国的にもそういった声が上がりはじめていて、対応している自治体も出てきていると承知しておりますが、まだまだ少数事例ということですので、そういった点については少し勉強させていただきたいと思いますが、まずは原則というか、決められた時間に解錠させていただくと、あるいは天候によって中に入れたほうが良いという判断の場合については柔軟に対応していくということですので、今後もそういう状況に応じた柔軟な対応をしながら児童の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

寄谷議員の発言を許します。寄谷議員。

○寄谷議員 日本共産党の寄谷猛男です。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、文化ホールの建設について

まず、件名の1、市長の基本姿勢、文化ホールの建設について伺います。駅周辺地区再生整備事業は、一旦停止の状態にありますが、2年間という期限の中で再開を目指して動いていくものと見ていますが、基本計画の原案のまま再開する財政的見通しは厳しく、今後文化ホール機能を含めた全体の再検討が行われていくものと見ています。その時々、財政事情に左右されることなく事業を進めるためには、考え得る限りの方策の中から再開するための方策を見つけていかなければならないのではないのでしょうか。その一つが資源の有効活用、施設の長寿命化ではないかと考えています。老朽化した建物を修繕しての再活用なのですが、そこで旧文化ホールを修繕して再利用するという手法も検討する余地が出てくるのではないかと考えていますが、その点について市の考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 文化ホールの建設に関するご質問にお答えをいたします。

滝川駅周辺地区再生整備事業につきましては、現在一旦停止としておりますけれども、令和9年度を目標としてできるだけ早期に事業を再開したいと考えております。現時点では、ご質問いただきましたように、（仮称）駅前交流施設のことかと思っておりますけれども、駅前交流施設からホール機能を切り離す考えはございませんけれども、事業の再開に向けては様々な可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問をさせていただきます。

どうすれば再開の見通しがつくのか、そしてホールはどうなるのかということについては、市民にとっては重大関心事です。ただいまホール機能を分化して進める考えは今のところないという答弁でしたが、駅前再整備を進める上で市民はどうすれば再開の見通しがつくのかということ市任

せではなくて自分たち自身の問題として考えています。そこで、もしホールについて再利用する手法が検討の余地があるならばということで要旨の2を設けたのですが、旧文化ホールを再利用する余地があるかどうか、それについても市民は判断について自分たちも考えたいというふうに考えています。そこで、ホールを検討する余地がないということなのですが、余地があるかどうかの判断を含めて市民は考えたいということで、今のホールはどうなっているのかということを知りたいという考えがあります。ですので、その点を酌んで、今の文化ホールがどうなっているのか市民に公開すると、そういう機会を設けることについて市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 寄谷議員、2つ目の質問ですか。

○寄谷議員 2つ目の絡みということで。

○議 長 一緒にいいですね。

○寄谷議員 一緒に。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 2点目も含めてのご質問ということでございます。様々な可能性を検討してまいりたいというふうに考えておりますけれども、それについては今後ということで考えております。その中でこれまでの議論の経過を見させていただきますと、旧文化ホールを修繕して再利用するというのは、これはなかなか大きなお金がかかって、もしかしたら新しく建てたほうがお金がかからないのではないのかなというような議論もされているというふうに私は認識しておりますけれども、ただ、今一つの手法として、あるいは市民の方のご期待として、そのような手法についてはどうでしょうかということでの確認ということでございますので、今後検討していく中でそういった旧文化ホールの部分についても確認はしていきたいと思っておりますし、そういった中でそのタイミングで市民の方がどのようなご希望を持たれるのかということも確認をして、そのときに判断をしていきたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 私の質問の仕方がよくなかったのか、市のほうでの判断をこれから進めていくということなのですが、私のほうで求めたいのは、市の判断がそれが妥当なのかどうか、それを含めて市民が納得しないのではないかと思います。それで、旧文化ホールを修繕したらどれぐらいの費用がかかるのか、あるいはスマイルビルの中のたきかわホールがありますけれども、それについて修繕したらどれぐらいかかるのか。それについて具体的な見積りというのが示されていないので、市民の方の中には旧文化ホールも捨て難い、スマイルビルのたきかわホールは捨て難いという思いがあります。ですので、実際に使えるのかどうなのか、それを自分の目で見て、市の判断は妥当だなどという判断をしたいのではないかと思います。それで、市民が判断するための材料提供ができないのでしょうかということで見学会、あるいは見学が危険であるというのであるならば中がどうなっているのかの写真を市民あるいは文化団体の方に示していただけないでしょうかということをお伺いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 市民の方に判断をいただくような材料といいますか、先ほど例えば金額ということ

や、あるいは現状を見ていただくというようなこともありましたけれども、市内部としては判断いただけるというような材料をまだちょっとそろえ切れていないという段階にあります。そういったベースの部分をもっと市としては今整理をしていっているということでございますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 寄谷議員。

◎2、個人情報保護

1、自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供について

○寄谷議員 それでは、次の質問に移ります。2の個人情報保護について、自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供について伺います。市のホームページには自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供について、不明な点等がある場合のお問合せ先が記載されています。問合せの件数及びその内容について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 自衛官等の募集事務に係る情報提供に関する問合せ状況ということのご質問ですが、令和6年第2回定例会での寄谷議員からの質問に対し答弁をさせていただいたとおり、滝川市としては市民の皆様へ自衛官募集事務の重要性について改めて訴えるとともに、対象者情報の提供に関して必要に応じてご相談をいただけるよう周知をしていくこととし、本年2月、市公式ホームページに自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供についてということで掲載をさせていただき、さらには広報たきかわ5月号でも同様のお知らせをさせていただきましたが、これまでに問合せについてはございません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 要旨の2に移りますが、ただいま答弁いただきましたようにホームページ、それから広報で掲載していただいたのに問合せがないということで、ちょっと私としても残念というふうに思っているところですが、なぜ問合せがないのかということなのですが、それは不明な点がないという場合もあるのでしょうかけれども、自衛官等の募集事務に係る対象者情報の提供についての掲載に気がついていない市民も大勢いらっしゃるのではないかと思います。ホームページでいえば、当該案内箇所は防災危機対策課の管理するページに掲載されています。各所管の業務内容を知らない市民からすれば見つけにくいのではないかと考えています。提供する情報は住民基本台帳に関することであることから、住民基本台帳閲覧状況の公表に準じて市民課のお知らせにも表示する等、市民目線に立った周知方法に改善したほうがよいのではないかと考えますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問ですが、市民の皆様が目にとどまるようにホームページに掲載できないかという、そういった趣旨かと思います。現在市の公式ホームページにおける本件の掲載につきましては、議員からお話がありましたとおり防災危機対策課のページに掲載をされておりますが、仮にどこに掲載されているか分からない場合にはホームページ上の検索機能により掲載さ

れているページに進むことができます。しかしながら、対象者情報の提供についてあまりご関心のない場合には情報を見つけにくいということもあるかと思いますので、毎年情報提供を行う前にはあらかじめ市民の皆様の目に触れやすくするよう新着情報として掲載するなど、掲載方法については今後も検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 次の質問に移ります。要旨の3ですが、市民の目につくようになれば様々な問合せがあるのではないかと思います、その一つに、例えば個人情報の提供を望まないというような市民の問合せがあるのではないかと思います。そのような場合、市としてはどのように対応するのか伺いたいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 問合せがあった場合の対応についてのご質問ですが、まずは問合せの内容についてしっかりと伺った上で、改めて自衛官募集事務の重要性について説明させていただきたいというふうに考えておりますが、最終的には案件ごとに対象者のご意向を踏まえた対応を検討したいというふうに考えております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

問合せをされた方の、最終的にはその意向に沿うように対応していきたいということですが、具体的には自衛隊へ提供する情報からその方の情報を除くこともあり得るということでしょうか、伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 実際にこれまで問合せはありませんので、どういった相談といいましょうか、問合せ内容が分かりませんが、先ほどの答弁とも重なりますが、問合せの内容についてしっかりと伺った上で、それで対象者のご意向を踏まえて対応したいというふうに考えております。様々な対応の方法はあるかというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの答弁、先ほどの答弁も私の伺いたいところについては答えていただけていないので、明確に答えていただければなと思うところですが、意向に沿うという中では、本人が情報提供を望まない、情報から私の情報を外してくださいという相談があった場合に、それに沿ってその方の情報を除外して自衛隊に提供することもあるのかということについてお答えいただきたいのですが、お願いできますでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 そのようなご意向を示されるということがあった場合は、そのご意向に沿った対応ということを考えたいというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 その点について1つ確認したいのですが、意向に沿って対応する場合に、例えば自衛隊のほうへ提供する情報からその方の情報を除いて提供するという行為というのは、これまで市の

ほうではこの名簿の情報の提供は法定受託事務であるというふうに考えてきていて、なかなか除外を認めることに踏み切れなかったということがあるのですが、その部分と今回の意向によっては意向に沿った対応をするということとは矛盾しないのかどうか、それについてちょっと確認したいと思います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 これまでもご説明をさせていただいてきましたけれども、自衛官等の募集に係る情報の提供につきましては自衛隊法第97条第1項で定められている国からの法定受託事務であり、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき実施をしているものであります。先ほど答弁しましたとおり、問合せがあれば相談ごとに対象者のご意向を踏まえた対応を検討していくということが寄谷議員からこれまでいろいろとご質問いただきました個人情報の取扱いに十分配慮し、かつ慎重に対応することにつながっていくのではないかと考えているところです。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 ただいまの答弁は私の受け取ったとおりでいいのかなのかよく分からないので、次の質問に移っていいのかなというためらいはありますが、要旨の4に移ります。自衛官等の募集事務に係る対象者情報を自衛隊に提供するに当たり、個人情報の提供は望まないとする方へそもそも募集案内を送付をしても、その方が封を切って中を読むのかなという疑問があります。ですので、そもそも情報提供を望まない方の個人情報を自衛隊に提供することに意味がないのではないかなと考えています。ですので、そうであれば初めから提供する対象者情報から除外することが個人情報の取扱いに十分配慮したことになるのではないかと、慎重に対応することになるのではないかと、思うところですが、市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁の繰り返しということになってしまいますが、法令に基づいて実施しているものでありますけれども、問合せがあればその案件ごとに対象者のご意向を踏まえた対応をしていくというふうに考えておりますので、そういった希望があって送ってほしくないということであれば、送らないという対応もあるのかなというふうに思っております。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 この問題について最後の再質問をさせていただきます。

先ほど来問合せ者のご意向を踏まえてということで答弁いただいているのですが、相手の方がどのような意向を持っているかについていろいろ聞くと、例えば就職したから興味ないですとか、いろいろ話が出ると思うのですが、その方にいろいろ聞くことはプライバシーに関わってくるのではないかと、あるいはその方の内心に立ち入ってしまうおそれがあるのではないかと、思います。ですので、その問合せに対応する場合でもあまりいろいろ根掘り葉掘り聞くことはできなくて、そういう意味で市が聞きたいことが聞けるのかなという不安もあります。そういう意味でいえば、希望する、しない、情報提供を望む、望まない、それだけの理由で除外するというのが最も安全ではないのかなというふうに思うところですが、それについて市の考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 再質問をいただきました。これも何度も同じ答弁の中身で申し訳ありませんが、お問合せがあれば、どういったご意向かを伺った上でその意向に沿って対応していきたいというふうに考えております。どこまでお話しいただけるのか、問合せを受けてみないと分かりませんけれども、お話しいただいたご意向に沿って対応していくというふうに考えております。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 本当はもう少し議論を進めたいところですが、次の質問に移ります。

◎3、 保健福祉行政

1、 加齢性難聴に対する支援策について

○寄谷議員 3番目の保健福祉行政、加齢性難聴に対する支援策について伺います。一般に40歳代から聴力が低下する傾向があると言われており、聞こえにくさを感じる人が65歳を超えると急激に増え、75歳以上では約半数の方が聞こえにくさを感じているとも言われています。家族や友人とのコミュニケーションがうまくいかずに社会的に孤立し、鬱状態に陥ることもあり、認知機能に影響をもたらす可能性もあるということが指摘されています。高齢者の聞こえにくいことによる生活上の様々な支障などの状況を把握し、何らかの支援策を講じることについて現在の取組と今後の計画について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 現在介護予防の取組として様々な事業を行っておりますけれども、その中におきまして高齢者の聞こえに特化した取組については行っておりません。また、現状今後の計画もございません。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 非常に素っ気ない答弁で私としてはがっかりするところですが、それについてはこれまでも何度かお聞きしたのですが、予算上の都合ではかの事業を削らないと回せないというようなお話も伺っていますので、そのような答弁も致し方ない部分があるかと思うのですが、要旨の2に移ります。この問題については、国の介護保険保険者努力支援交付金の目的の中の認知症総合支援の取組状況に、本年度から新たに認知症の総合支援の一つとして難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指標が加えられました。認知症や介護予防の対策として補聴器購入を行った場合には、介護保険特別会計に財源充当ができるよう拡充されたところです。本市においては今のところ加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度はありませんが、このような国の支援策を活用した補聴器購入支援に取り組むことについての考えを伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 お話のありました国の介護保険保険者努力支援交付金、これは自治体が行う介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価いたしまして、評価結果に応じて配分された交付金を活用することでこれらの取組の強化を目的としております。議員ご指摘のとおり、今年度の本交付金に係る評価指標の一つとして難聴高齢者の早期発見、早期介入に係る取組、これが加えられたところではありますが、指標の内容としては普及啓発や早期発見の取組、それから受診状況の把握及び受

診勧奨を行っているかなどとなっておりまして、補聴器購入費の支援について直接的には評価指標として含まれてはおりません。現状では、障がいの程度に応じまして障がい施策で助成制度があります。市独自の助成制度の創設は考えておりません。本交付金を活用いたしまして介護予防に資すると思われる様々な取組を進めているところであります。その効果の検証を行いながら、ニーズや有効性、それから優先度等を踏まえ、必要な介護予防事業について検討してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

今後様々な検討を進めていくということですが、その中に加えられるのかどうかということで、現在のところ第9期の介護保険事業計画が進められていますが、今後第10期の介護保険事業計画の策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施が予定されるのではないのでしょうか。その中で、聞こえに関する生活上の問題、これは非常に高齢者の方の中で大きな問題になっていると私は考えます。ですから、これについても調査を行い、次期計画の策定に向けた協議の中で支援策の必要性についてしっかり検討していただきたいと考えるところですが、その点について市の考えを伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 現状について問われれば、1問目のご回答のような、素っ気ないと言われましたけれども、あのような回答になりますけれども、令和9年度を始期といたします第10期の滝川市高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画につきましては、これからまさに今年度末頃から策定作業に取りかかる予定であります。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、介護予防の取組としてのニーズ、有効性、優先度等を踏まえて今後検討してまいります。

○議長 長 寄谷議員。

◎4、教育行政

1、滝川西高等学校における学校図書館の整備充実について

○寄谷議員 それでは、最後の質問に移ります。教育行政、滝川西高等学校における学校図書館の整備充実について伺います。公立小中学校に通う子供たちについては、第6次学校図書館図書整備等5か年計画により読書環境の整備が進められています。読書環境の整備の必要性は高校生であっても同じだと思いますが、本年度の滝川西高等学校における図書購入予算は市内の小中学校と比較して少なく、道立の他の高校と比較しても少ないというお話を伺っています。滝川西高等学校における学校図書館の読書環境の整備状況について伺いたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝川西高校の学校図書館の状況についてでございますが、蔵書数につきましては約9,800冊、1日の利用者数は7人から8人で、利用形態としては昼休みの読書のための貸出しや放課後の学習、バス時間までの待機等で利用されている状況です。議員ご指摘のとおり、小中学校ですとか他の高校と比べますと少ない予算であります。司書教諭を中心に生徒が興味を持てる本を選書している状況にあり、今後においても生徒のニーズなどを踏まえながら図書の選定、更新を図

ってまいりたいと思っております。

また、専門書や進路に関する情報、あるいは多様な読書体験を提供するという観点からいえば学校図書室だけでは生徒全ての要望に応えることは難しいことから、既に放課後学習などをご利用いただいておりますが、市立図書館も積極的に利用してもらうことで学校図書室の不足している機能などを保管できればと考えているところであります。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 再質問させていただきます。

市立図書館に問い合わせたところ、市内とは限りませんが、高校生の登録者数が700人ぐらいいるということで、多くの高校生が市の図書館を利用しています。ですが、高校生は小中学生に比べて不読率が高いと言われていています。不読率というのは、一月に一冊も読まない、そういう方が何パーセントいるかということなのですが、小中学生に比べて格段に、一月に一冊も本を読まない方が2人に1人いるぐらいの状況だというふうに統計では見ました。そこで、そういう方が読書に関心を持つためには、やはり身近なところに本があることが大切ではないかと思います。そういうことで、市立図書館とも共同して、西高の図書館は1日平均7人から8人ということでしたが、もっと多くの生徒が足を運ぶような、そういう環境づくりが必要ではないかと思いますが、その点について考えを伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 議員のほうから高校生の不読率のお話がありました。月ごとの読んでいる冊数なんかも全国的に見ても非常に少ない。小中学生に比べると、高校に進学すると読書から離れてしまうという状況は全国的にも言われているところであります。なかなかその状況を学校の図書室の環境整備だけでは十分改善できないのかなというところもありますので、限られた予算の中で図書の充実是一方で図ってまいりますが、これまで同様図書館と連携しながら、学校図書室の不足分というのを補ってもらえればというふうに思っております。

○寄谷議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして寄谷議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 新政会の安樂でございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

◎1、産業振興行政

1、企業誘致について

まず、1件目の、産業振興行政について質問させていただきます。企業誘致について伺います。令和6年第1回定例会代表質問で、ラピダス株式会社の千歳進出に伴う企業誘致活動の推進に関する質問をいたしました。現状千歳、恵庭地区、その近傍に企業が集中して、なかなか滝川への誘致は厳しい現実ではないかと、そういう状況が続いているものと認識をしております。そこで、令和7年度の企業誘致活動の方針及び具体的な施策など、現状における市としてのお考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 企業誘致について答弁させていただきます。

当市の現状におきます企業誘致の重点的な対象分野といたしましては、地域未来投資促進法に基づき策定しております滝川市基本計画におきまして、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出すると見込まれます航空宇宙関連分野、物流関連分野、農業・食料関連産業などを位置づけておりますことから、これらの分野において重点的に企業誘致を推進し、地域経済の活性化を目指していくとしているところであります。中でも、現在におきましてはL e t a r a株式会社が本市に進出をいただいたことや近隣自治体の宇宙関連企業との連携が可能であるといった地理的優位性を生かし、航空宇宙関連産業をはじめとした成長、発展が期待される産業の集積を図るべく取組を推進することとしております。

これに併せまして、本年3月から企業立地促進助成金制度、4月からは成長産業集積促進助成金制度と企業立地に向けた2つの制度を創設しまして、新たな企業の市内進出を促進しているところでございます。企業誘致活動に関しましては、これまでスカイワーケーション事業に参加をいただいた航空宇宙関連企業と市内進出に向けた情報交換を継続的に行っているところであり、ある企業におきましては市内の未利用施設などの活用について打診を受けている例もありますことから、引き続き今年度においても本事業による企業の発掘、招致に取り組みますほか、助成金制度も組み合わせながら誘致活動を進めてまいりたいと考えます。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 助成金制度の新設と確実に努力をされていることが確認できましたので、次の質問に移ります。

◎2、観光振興行政

1、外客誘致について

2件目の観光振興行政について質問いたします。外客誘致について、新型コロナウイルス感染症の罹患者が減少し、訪日外国客が年々増加しているとともに、日本人の国内旅行も活発となり、季節を問わず北海道を訪れ、にぎわいの創出と地域経済の活性化に寄与しています。本市においても、夏季はグライダーやカヌー体験、年間を通じた丸加山を中心とした江部乙丘陵地のフットパス、ふれ愛の里のグランピングや温泉施設など観光資源となる素材が豊富にあることから、市産業振興部観光課、たきかわ観光協会、そして江部乙丘陵地のファンクラブなどが連携をした外客誘致の施策を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 本市は、地理的条件などから地域に長期滞在することのない通過型の観光形態が主となっているほか、2次交通も課題の一つに挙げられます中で、訪日外国人の宿泊者数は10年前とほぼ変わっていない状況であり、宿泊施設の利用やそれに伴う地域経済への波及効果は決して高くはない傾向にございます。一方で、たきかわ菜の花まつりやたきかわ紙袋ランターンフェスティバルなどに訪れる観光客は外国人客も含めましてコロナ禍以降年々増加している傾向にありまし

て、メディアへの露出やSNSなどでの情報発信を強化してきたことが徐々に成果として現れてきていると感じております。たきかわスカイパークでは、ここ数年団体やパッケージツアーによらない家族や個人単位での旅行者が増えており、ニッチな観光を求める傾向もありますことから、カヌーやパークゴルフ、江部乙丘陵地のフットパスなどの体験も観光資源として活用することが期待できると考えております。

また、市内では民泊開業の準備を進めている動きもありますことから、今後は市内のイベント等に訪れる観光客を一つの目的だけにとどめず、食やほかの体験観光、宿泊につなぐためのモデルルートづくりや企画検討を行いますよう、たきかわ観光協会や交通事業者、その他関係団体との連携をさらに強化してまいります。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 この件についても、やっぱり一歩ずつ計画を進めながら関係団体と協議を行いつつ進めていくべきものと思います。今後の進展に期待をいたします。

◎3、教育行政

1、滝川市営球場女性トイレの改修について

次の質問に移ります。最後に、教育行政、滝川市営球場女性トイレの改修について伺います。私は、常々市民の健康増進のためには適切な医療の提供と、スポーツの奨励が重要だと考えております。令和4年の第2回市議会定例会で、滝の川運動公園内における各施設のトイレは和式が多く、洋式への改修を要望する市民からの陳情を受けて一般質問をいたしました。その際、今後逐次改修を進める旨のご答弁がありましたが、現状を現場に行って確認したら、なかなか進んでいない状況にあります。特に市営球場内の女性トイレは9台中2台のみの改修にとどまっており、市内外の野球場利用者から改修を求める声が聞こえております。利用者が快適に施設を利用できる環境を可能な限り早期に整備すべきだというふうに思いますが、教育委員会のお考えを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 滝川市営球場の女性トイレの改修についてですが、議員のご指摘のとおり洋式トイレへの切替えは一部にとどまっており、段階的な改修には至っていない状況でございます。現状社会体育施設については、老朽化が進んでいる各施設の安全性や利用者のニーズを考慮しながら優先順位を判断し、改修などを進めているため、昨年度につきましては床面の損傷が著しく利用者がけがをするおそれがあるスポーツセンター第2体育館の床改修を優先して取り組んだところであります。今後も同様の方針の下、改修を進めたいと考えておりまして、市営球場につきましては近年和式トイレの使用経験がない子供が多くいることや女子野球の練習、大会利用も見込まれる現状を踏まえ、洋式トイレへの改修について早期に着手したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 今は女性の野球というのが非常にはやっております、滝川市でも行われております。そういう観点で、非常に今前向きなご答弁をいただきました。早期にやっていただけるということで、ただ財政の関係もあると思うのですが、私としてはやっぱりシーズン中は無理だと思うのです

けれども、できれば年度内には整備をしていただきたいなという思いがあります。そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育部長 ただいま年度内にとのお話をいただきました。私としては来年度のシーズン当初までには使えるようにしたいなという思いでありまして、そんなスケジュール感を持って進めたいなと思います。そうするとおのずと年度内にということになりますけれども、まずは予算です。予算措置について財政当局と急ぎ協議を進めたいというふうに思っております。

○安樂議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 それでは、通告に従いまして質問させていただきます。まず今回下水道事業について質問させていただくことにつきましては当然埼玉県八潮市の関係、それから5月30日付の北海道新聞の記事を見てということがありますが、あまりにも私の下水道事業に対する認識が低いという自覚がありますので、市民への周知も含めて今回質問させていただきます。

◎1、建設行政

1、下水道事業について

まず、1つ目ですが、先ほど申し上げた北海道新聞の記事について、北海道内の下水道事業にすることが掲載されました。道内自治体の全21市町村に本市の名前がありました。その中で示されたのは、公共下水道管の老朽化率ということが載っております。耐用年数が50年というふうにある程度設定をされた上で、その表を見る限り本市としては5.2パーセントが50年を経過しているということだと思いますので、改めて伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 本市の下水道事業は、昭和43年に国の認可を受けております。空知管内では岩見沢市に次いで2番目に早く事業に着手して、時代のニーズに応えるべく、市街地の拡大に併せて管渠の整備を順次進めてきましたので、老朽化率については報道のとおりでございます。近隣自治体よりも高くなっているということです。一方、老朽化した下水道管への対応といたしまして、滝川市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、令和2年度から大口径の管渠、それから避難所から接続される管渠、緊急輸送道路下の管渠などを中心にテレビカメラ調査を実施しておりまして、污水管渠については調査が完了しています。調査の結果、緊急に更新が必要な管渠はありませんでしたので、令和7年度については管径2メートル以上の雨水管渠について調査を実施する予定です。そのほかの下水道管渠につきましては、定期的に管渠清掃などを実施しておりまして、異常があるところについては都度対策を講じているため、現在のところ問題は発生しておりません。

このように、市としましては埼玉県の事故発生以前から污水管渠の調査や定期的な管渠清掃などを実施するとともに、令和7年度以降に実施する雨水管渠調査につきましても埼玉県の事故発生直後に国から調査の指示がある前から当初予算で措置しておりまして、市民の安全、安心のために緊

張感を持って積極的に対応を図っていることを何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 次に入ります。下水道管の老朽化への対処方法としていろんな言葉が出てくるのですが、更新というのは新しいものに替えるということだと思います。ほかにも修繕という言葉や耐震化など、いろいろ言葉が出てくるのですが、総じて長寿命化というふうに総称するのか分かりませんが、結局修繕というのは物理的にどういうふうに施すことをいうのか全く分からないので、お願いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 下水道管の老朽化対策における用語の定義という部分になりますが、既存の管を新たに取り替えること、これを更新といいます。老朽化や損傷した管を当該管渠の耐用年数内において機能を維持させるために行うことを修繕といいます。また、地震による被害の軽減を図るため、下水道管渠の構造ですとか接続部分を強化、改良する対策、これを耐震化といいます。そして、既存の施設の一部を生かしながら部分的に新しくして、管渠の延命を図ることを長寿命化といいます。長寿命化につきましては、テレビカメラ等での調査の結果、既設管渠の破損、クラック、ひび割れですね、それから腐食、こういったものが発生している場合、既設管渠の内面に新管を構築する管渠更生工法という工法があります。これは道路を掘らずに実施できるため、経済的かつ一般的な工法となっております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 1つだけ確認をさせていただきます。今ご説明をいただいたことだと思うのですが、ある程度の大きな口径の管の中に新しいもうちょっと細い管を入れるというやり方があるらしいのですが、それは修繕なのか、更新なのか。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 大きな口径の中に細い管を入れると今おっしゃられました。それは、既存の管を利用して、既存の管を撤去することなく既存の管の中に新たに管を入れるとなれば長寿命化の扱いになります。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 次に入りますが、この記事にも載っていましたが、報道もされているのですが、政府は、全国的に老朽化した上水道もそうなのだと思いますが、下水道の管に、通告には更新工事と書いてあるのですが、申し訳ありません、改修工事をに直していただいた上で、改修工事を2030年度までに全国で完了させる方針を発しております。その補助率は2分の1というふうに報道されています。これについて、いわゆる改修や長寿命化、耐震化を含むものの改修について適用されるのだというふうに思うのですが、仮に更新をしますよと、新しいものを入れますよというときにも適用される見込みなのか、その際起債は可能なのか、後年度以降の交付税措置の見込みなどを現時点で把握している限りで結構です。情報を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 報道におきます国土強靱化の次期計画に盛り込むとされている2030年度までに完

了させる大規模な下水道の改修工事につきましては、実はどのような工事が交付対象となるのか、またその補助率、報道で2分の1となっていますが、私どものほうには具体的に示されておりません。ただ、現時点でも大規模な下水道の更新工事をはじめ、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく事業であれば社会資本整備総合交付金の活用が可能でありまして、補助率は2分の1であります。また、現行制度における起債でございますが、下水道事業債の充当率というのはほとんど100パーセントとなっております、交付税措置率は処理区域内の人口密度、これによって決定されるのですが、本市につきましては今のところ37パーセントが措置されることとなっております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 それでは、最後の質問に行きますが、明確な答弁はできないのだろうなというふうには思っているのですが、それを踏まえた上で質問させていただきます。過疎化が避けられない中、例えば令和7年度の予算書を見たときに、排水戸数が1万8,070戸の予想なのです。令和6年度からたしか130戸減だというふうに聞いた記憶があります。下水道使用料収入は年々当然減っていくということが予想される中で、改修のみでは限界が来るのかなと想定はするのですが、最終的に改修したといっても根本原因の解消にはなりませんので、市内全ての総延長が何キロかはちょっと分かりませんが、新たな更新は全ていつか行うということは本当に現実的なのかということを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 今後の人口減少による下水道使用料収入の減少、これは避けられない状況であります。市内全ての管渠を新たな管に入れ替える更新といったものは現実的ではありませんが、現段階では耐用年数を超えた管渠が必ずしも直ちに更新を行わなければならない状態ではないため、定期的な点検、調査を継続し、先ほど申し上げましたが、管渠更生工法など経済的な工法を活用しながら長寿命化を図っていく、また中長期的な視点で優先順位をつけながら管渠の更新を進めるなど、改築費用の平準化を図りつつ計画的、効率的に管理をしていく必要があると考えています。しかしながら、今後の人口減少に伴う有収水量の減少、それから物価の上昇が予想を大きく上回ることなどにより下水道事業会計の運営に支障を来すことが想定された場合には、滝川市営事業等調査審議会で議論を行いながら適切な下水道使用料を検討していくことが必要であるというふうに考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 最後にちょっと確認をさせていただいて終わりますが、私がこの質問をする前は50年たったら更新が原則だと思っていたのです。ところが、いろんな修繕、改修をすると80年ぐらいいまではいけるのではないのかというのが一般的だというふうに聞いています。その考えで間違いないかどうか1つ。

それと、もう一つ、部長のご答弁にあったとおり、恐らくいろんな数字、予算も年度年度で変わってくるのだと思うのですが、例えば下水道事業債は令和7年度10億1,000万円が限度額です。一時借入金の限度額は3億5,000万円、一般会計からの繰入れは6,780万円。つまり

どんどん改修を大規模に進めていくと当然それぞれの数字が上がっていくという認識で増えていくと、倍、3倍、4倍ということはあり得るということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 耐用年数50年を超えてもというところの部分ですが、確かに参考文献によりますと80年から90年というような数値の文献もございます。その間の状況によりますけれども、そういったところもございますので、やはり先ほど申し上げたとおり定期的な点検ですとか、そういったことを怠らずにしっかりと、その管渠が突然に工事を必要になるというようなことのないように我々としては努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

また、下水道事業会計に対する影響でございますが、確かにどんどん、どんどん工事が増えていくということになれば今議員がおっしゃられたように起債も増えていくわけですから、交付税の措置率だとか額ですとか、そういったところでの比較も出てくるとは思いますけれども、非常に大きな額の起債を発行するということになれば下水道事業会計にも影響してきますので、そういったところもしっかりと見ながら更新管渠の管更生工法ですとか、そういったものも使いながら、できる限り平準化を図っていききたいなというふうには考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

高橋議員の発言を許します。高橋議員。

○高橋議員 会派清新の高橋です。通告に従い、質問を行います。

◎1、市民生活行政

1、市営バスの運行について

2、公共施設の整備について

初めに、市民生活行政について幾つか伺います。1点目は、市営バスの運行についてです。ちょうど昨日お披露目された西高生のデザインした新しいバスのかわいらしい車体に私も子供と乗ってみたいとなりました。公共交通の利用促進の期待が高まったところです。現在塾や部活帰りの学生は、市営バスの最終便が早いため、そのほとんどが保護者の車が頼りになっております。特に冬季期間は自転車の利用ができないので、保護者の負担が大きいです。そのため、交通事情によっては部活動や塾といったことを諦めざるを得ない家庭も存在しています。教育環境の平等の観点からも、冬季期間限定の増便や最終便だけ少し遅らせるなど、利用者の現状に合わせた柔軟な対応を検討できないか、市の見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 滝川市内線の運行についてお答えをいたします。

ご質問の中にあります最終便の繰下げや増便についてですけれども、これまでの定例会でもご答弁申し上げてまいりましたけれども、やはり一番の課題は昨今の乗務員不足ということがありまして、現行のサービス水準を上回る変更については困難な状況にあるということがございます。そのほかにも、滝川市内線の最終便を繰り下げるとしても、他の事業者が運行しております接続する路

線も全て線下げできなければ利用者の改善にも至らないのかなというふうに考えております。本年4月に市としての運行を開始しました滝川市内線の現在の状況としましては、まずは現行のサービス水準をしっかりと確保させていただき、安全かつ安定的に運行を継続してできるように努めてまいりたいと考えております。

○議 長 高橋議員、再質問ございますか。

○高橋議員 ないです。

○議 長 それでは、この辺で昼食休憩とさせていただきたいと思います。再開は午後1時とさせていただきます。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時55分

○議 長 休憩前に続き会議を再開をいたします。

高橋議員の一般質問を続行いたします。高橋議員。

○高橋議員 午前に引き続き質問させていただきます。2点目の質問です。市役所は多くの市民が訪れる公共施設の拠点であり、観光や公共のホスピタリティの観点からもマナー喫煙を推奨することは必要であると考えます。現在市庁舎付近に公共の屋外喫煙所を設け、分煙、マナー向上、ポイ捨て防止に一定の成果を上げている自治体の事例があることから、本市でも同様の事例の調査や設置の検討を進めてはどうかと見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 公共の屋外喫煙所の設置についてというご質問ですが、これまでも議会でご質問いただきまして答弁をさせていただいてきたところですが、公共施設、特に市庁舎の付近という趣旨でのご質問かと思えます。庁舎敷地内ということになるのかなというふうに思いますが、令和2年4月から全面施行されました改正健康増進法ですが、令和元年7月からその一部が施行され、学校、病院、行政機関の庁舎などは第1種施設として原則敷地内禁煙とされ、市役所庁舎におきましても望まない受動喫煙の防止、これを図るため、来庁者の皆様にもご協力をいただく中で令和元年7月から施設内禁煙を実施しているところです。

この改正健康増進法におきましては、区画の明確化、それから喫煙場所であることの標識の掲示、施設利用者が通常立ち入らない場所への設置などという条件がありますが、こういった条件で屋外での受動喫煙を防止するための措置が取られた場合に限り、特定屋外喫煙場所を設置することができるとされております。令和元年7月当時になりますが、当時も総務文教常任委員会でもご説明をさせていただいておりますが、これらの措置を行うに当たっては喫煙場所を新たに設置する費用や吸い殻処理や清掃等の設備管理を行うための費用などがかかること、また限られた庁舎敷地内の中で市民の方が通常立ち入らない受動喫煙を十分に防止できるような喫煙場所を確保することは困難であること、さらには市役所庁舎は住民サービス等を利用するためにお子さんや、それから非喫煙者を含めた多くの市民の方が訪れる場所であり、地方公共団体として望まない受動禁煙が生じない

よう受動喫煙防止措置を推進する責務もあるということから、庁舎敷地内を含めた公共の屋外喫煙所の設置は十分な市民の理解が得られないというふうに判断し、施設内禁煙の実施に至っており、その状況につきまして現在も変わりはないものと思っております。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 1つ再質問いたします。

昨年の一般質問でも私は喫煙所の創設について質問させていただきまして、それからおよそ1年が経過する中で喫煙マナーについて何らかの改善が見られたかと問われれば、依然として庁舎敷地内でのポイ捨ても見受けられますし、私自身が市役所駐車場で市民に注意を促す場面がありました。是正には至りませんでした。こうした実態を踏まえたとき、市が掲げる理念と現場との乖離は否めません。そこで、一度制度の原点に立ち返って確認をしたいのですが、例えば昨年改定された滝川市公共施設個別施設計画の1ページ目には、新たな時代に向かって市民ニーズに即した施設整備と持続可能な公共施設の運営を図るといった内容の記述があり、滝川市総合計画には将来目指す姿として、人口規模に見合い、適正に管理された公共施設が市民活動に有効活用されているとあります。

公共施設としての正しい管理とは、ただ禁煙を掲げて終わりにすることではなく、その都度市民の行動実態を踏まえた上での公平な環境整備を伴ってこそ共生の確保につながる適正な管理であると考えます。加えて、たばこ税だけでは毎年4億円ほど本市に財源が入ってきています。やはりこれは適切な環境整備や分煙対策に生かす公共財源ではないのでしょうか。私が繰り返し訴えているのは、吸う人も吸わない人も誰もが気持ちよく過ごせる市役所を目指すことです。改めて現場実態と理念の乖離についてどう考えるか、市の計画や方針の趣旨に照らして特定屋外喫煙所の設置や運営環境を整備することについての再検討についてお伺いいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 すみません、1点、先ほどの私の答弁の中で受動喫煙というところを受動禁煙と言ってしまったようですので、そこはすみません、訂正をさせていただきます。

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。ただいまの再質問の中で、施設の在り方についていろいろと計画の中に記載がされているというお話がありました。引用いただきました計画につきましては、もちろん施設の在り方をどう考えていくのかというようなことはその都度の状況によって考えていかなければならないということですが、計画の趣旨からもどちらかという施設の存廃ですとか、維持ですとか、そういったところについての考えについて述べさせていただいているところではありますが、ご質問にもありました市民ニーズに対応し、適切に管理していくことが必要というのはそのとおりだろうというふうに思っております。その上で答弁させていただきますが、喫煙者が一定程度いるという現状ももちろんありますけれども、喫煙や受動喫煙による健康被害があるという以上、非喫煙者の健康を守るということを優先的に考えた措置を行う必要があるというふうにこれまでも答弁してきておりますが、その考えに変わりはありませんので、先ほどの答弁の内容も踏まえたと再検討についてはちょっと困難であるというふうに考えておりますし、現状喫煙者のために新たな環境整備を行う必要はないというふうに考えております。

それから、市役所庁舎敷地内での禁煙につきましては、滝川市ホームページ、それから市庁舎1階電光掲示板、こういったところでその旨を公表しているところではありますが、実際に駐車場で喫煙をされている事実もあるというお話ですので、市役所庁舎に訪れる方が敷地内禁煙であることがもっとよく分かるように表示方法の検討というのは行っていきたいと思っておりますし、そういったことも含めて引き続き受動喫煙防止に関する啓発、それから注意喚起の推進を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 次の質問に移ります。市役所内の1階ロビーにはフリーWi-Fiが設置されていますが、分かりづらいため、市民が知らなかったとか、明確に表示してほしいという声が寄せられています。あわせて、2階図書館や11階の食堂など市民が多く滞在する階層にもフリーWi-Fiが欲しいという声が特に若い世代を中心に寄せられています。フリーWi-Fiを設置することは、例えば11階の食堂の集客などにもつながるのではないかなと私は考えていますが、見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市庁舎内のフリーWi-Fi環境についてのご質問ですが、現在1階ロビーのフリーWi-Fiの接続情報、これにつきましてはロビーに設置しております3台のデジタルサイネージ、電子的な看板ですね、こちらのうちの2台に掲示をしているところですが、ただいま分かりづらく、明確に表示してほしいという市民の方からのご要望をいただいているというお話がありましたので、これは早急に案内表示の箇所を増やすなど表示強化を図ることで市民の皆様が容易にアクセスできる環境整備を行ってまいりたいというふうに考えております。それから、図書館など市民の方が多く滞在するエリアへのWi-Fiの設置についてですが、設置には費用も生じることでありますけれども、市民の皆様の情報収集や交流、学習、それから多様な目的で活用できるなど利便性の向上が図られるというものでありますので、これはエリアの拡大に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 非常に前向きな答弁ありがとうございます。喜ぶ市民も多いかと思しますので、できるだけ早く検討していただけたらありがたいです。

◎2、保健福祉行政

1、ワクチン助成について

2、保活について

3、滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例について

続いて、保健福祉行政の質問に移ります。1点目は、ワクチン助成についてです。おたふく風邪は、子供に多く流行するウイルス性の疾患で、大人が感染すると症状が重くなるということで知られています。国では1歳から就学前の子供に2回のワクチン接種を推奨していますが、任意の予防接種のため自費負担となっておりまして、保護者の経済的な負担が大きいのが現状です。道内各地の自治体で実施されている同様の助成事業を本市でも行うことの検討について見解を伺いたいと思

います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 過去、おたふく風邪のワクチンは定期接種の対象とされておりました。麻疹風疹ワクチンとの混合であるMMRワクチンとして1988年から定期接種化されておりましたが、おたふく風邪ワクチン株由来の無菌性髄膜炎が副反応として予想以上の頻度で発生したため、1993年に定期接種が中止されております。その後、国の予防接種審議会の審議を経て麻疹風疹ワクチンは2006年に改めて定期接種化されましたが、おたふく風邪ワクチンについては継続審議となっており、現時点において安全性の問題から定期接種化されておられません。本市の予防接種事業は、安全性の観点などから国での検証、検討を経て定期予防接種として定められたもののみを実施する方針としております。今後においても国の予防接種審議会の審議動向を注視し、適宜方針に沿って決定してまいりたいと考えてございます。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 先ほどの質問はお医者さんからの要望もあったのですが、続いての質問は同様に妊婦や子供たちにインフルエンザのワクチンの助成をしてほしいという切実な声が乳児や受験生を抱える保護者から出ているというものです。このような声を私は何年も前から保護者から聞いてきました。特に複数人の子供がいるご家庭では家庭内感染を防ぐことは至難の業であり、毎年シーズンになると保育現場や学校現場は集団感染に備えなければならず、多忙を極めています。ちなみに、重症化した場合、乳児のインフルエンザ脳症のほか、妊婦が感染すると切迫早産のリスクが上がるともされており、そのためインフルエンザワクチン助成は広い意味で人口減少対策としても大変社会的な意義がある事業であると考えています。今後具体的に実施を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 インフルエンザワクチンは、感染や発症そのものの防御ではなく、重症化や合併症の予防効果を期待するものであることから、重症化予防の必要性がより高い高齢者が国によって定期接種対象とされておまして、お子様や妊婦の方は任意接種とされております。ご質問の趣旨、お気持ちは非常に理解するところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり安全性や有効性の観点などから、国での検証、検討、これを十分経て定期予防接種として定められたもののみを実施する方針というふうにしておまして、この方針につきましては今のところ変更する予定はございません。今後も継続して国の予防接種審議会の審議動向を注視し、適宜実施決定してまいりますことにご理解をいただきたいと思います。

なお、例外として令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大による同時流行が強く懸念され、国が妊婦、子供も含んだ優先的接種対象を定めたことに基づき、緊急措置として滝川市においても助成を実施しております。今後においても、このような非常事態における国の方針に呼応した対応を行うことは必要というふうに考えてございますので、加えさせていただきます。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 2点目に移ります。保活についてです。子育て世帯が保育所に入所するために行う活

動全般を指して保活と呼ばれておりますが、保活中の保護者が保育所の空き状況をホームページなど逐一確認できるようにしてほしいとの要望が寄せられていました。保活中の保護者への情報公開等のサポートの対応は現状どのように行っているのかを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 滝川市におきましては、申請内容に基づきまして、ご家庭の状況やお子様の特性を踏まえつつ保育所の入所の調整を行っているところでございます。しかし、必ずしもご希望の保育所へ入所できるとは限らないため、令和7年度4月1日の入所分の受付から保育所入所選考基準を明確化いたしまして、公表も行うことで透明化を図り、保護者の方に入所選考について理解をいただけるよう進めてきたところでございます。また、保育所入所選考基準はホームページにも掲載しているほか、入所相談等があった際にもそのときの空き状況を含め、選考基準についても丁寧な説明を心がけまして保護者の方に理解していただけるよう努めているところでございます。他市町村ではホームページ等で空き状況を公表しているというところもございますが、各保育所での受入れ状況は日々変動しております。最新の情報はこども家庭センターへ直接確認していただかなければそごが出るという状況もありますので、滝川市としては余計な混乱を招かぬよう公表しないということにしておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 子育てに力を入れる滝川市政の子育て環境のさらなる整備については、今後も注視してまいりたいと思っています。

続いて、滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例について伺います。この条例は、制定から16年が経過していますが、本年2月に策定された滝川市こども計画に合わせて一度この条例の理念を見直し、国のこども基本法や国連の子どもの権利条約との整合性を高めていく必要があると考えています。今後条例の内容をアップデートしていく考えはあるのか、市の見解を伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 滝川市は、全国的にも先進的に子育て、子育て環境に関する理念を定めた条例を制定し、子育て施策をこれまで進めてまいりました。この条例に関する基本的な理念は、16年経過しておりますけれども、現在のこども基本法や子どもの権利条約と大きな不整合があるといった状況にはないと、色あせていないというふうに感じてございます。市といたしましては、この条例の下、滝川市こども計画を策定しておりまして、今後も時代に応じた具体的な子供、若者、子育て当事者に関する施策を推進してまいりたいと考えてございます。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させてください。

確かに条例の理念は、16年前につくられたとは思えないほどすばらしい内容であると私も以前大変評価したところであります。しかし、急激に進む少子高齢化の中、子供たちを取り巻く環境は日々変化、複雑化しており、そして何より子供たちはすぐに成長してしまいます。子育て行政は、その都度速度に合わせてできる限り寄り添い、対応、変化できるスピード感が重要であると考えて

います。そのことを踏まえまして1つ質問なのですが、条例よりも先に計画をアップデートしていくという答弁だったと思うのですが、現行のこども計画の例えばどんなところを見直すつもりなのか、お答えできる範囲内で構いませんので、お伺いいたします。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 こども計画は、昨年度末に策定をさせていただいております。現状そこから大きく変わっているというふうには思っておりませんが、議員に前回ご質問いただきました子供の権利、意見の政策への反映というところの視点を持ってのご質問かなというふうには思いますけれども、前回もご答弁申し上げましたが、その辺の仕組みづくりというのはなかなか難しく、単なる意見募集ということはやるつもりはございませんで、あれが欲しい、これが欲しいという意見を聞くだけではなくて、それをどういうふうにしたら実現できるのか、あるいはなぜ実現できないのか、そういったところは意見を言うからには責任も持ってもらわなければならないというふうに考えております。その辺の仕組みづくりはかなり難しいなというふうに考えていますし、逆に声にならないといいますか、公には自分の意見だとほれたくないというのか、自分が言ったことと知られたくないというような意見も非常にあるのではないかと、そのような内容の意見になると思いますけれども、我々のスタンスとしてはむしろそういったご意見のほうをどうやって拾っていったらいいのかというところに重点を置いていきたいなというふうには考えてございます。ですので、計画上どういうふうにするかというところは今後部会も通して検討していくことになりますけれども、考え方としてはそのような考えを持っています。

○議 長 高橋議員。

○高橋議員 単なる意見募集ではなくて、声なき声を子どもの権利条約などの観点から吸い上げていきたいというご答弁だったと思います。ありがとうございます。

◎3、産業振興行政

1、地域おこし協力隊について

次の質問に行きたいと思います。地域おこし協力隊について、先日日本全体での協力隊員の定住率が7割を超えたと報道され、経済産業省は移住、定住に著実に効果を上げていているとしています。同省のホームページには、地域おこし協力隊募集の説明として国、自治体からのサポートが充実しているとありまして、退任後も定住してもらうためには自治体のサポートは欠かせないと考えます。本市の元協力隊員の定住率と具体的にどのようなサポートを行っているのかについて伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 地域おこし協力隊に関するご質問についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、ご承知のとおり任期終了後に地域への定住、定着を図る取組であります。本市におきましては、平成26年度から制度をスタートしまして、現在現役の隊員は6名おりまして、退任された隊員は13名おります。退任された13名のうち、任期終了後に引き続き本市に定住された方は4名、定住率は約30パーセントとなっております。なお、本市における隊員の採用につきましては3大都市圏及び政令指定都市に限定されておりまして、過疎地域等の

条件不利地域に比べまして採用の段階からハードルがあるということもご理解をいただきたいと思います。

それから、本市で行っているサポートの内容についてですけれども、国の財政措置をベースにできる限りのサポートを行っておりまして、近年では着任前に体験できるおためし地域おこし協力隊なども有効に活用しておりますし、着任後も担当職員による丁寧なサポートに努めております。また、退任後には定住と地域の活性化を図るために上限１００万円の滝川市地域おこし協力隊起業支援補助金制度というのに取り組んでいるところでございます。そのほかにも、隊員の方のみを対象とした制度ではございませんけれども、ご利用いただける制度としましては創業支援や新規就農支援、定住に向けては住宅新築・改修促進事業などがございますので、これらのメニューもご活用いただき、定住をしていただけるよう努めてまいりたいと思います。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 地域おこし協力隊について、市は国の制度に沿った支援がなされており、地域おこし協力隊に限る支援ではないにしろ、リフォーム補助などがあるということで、それは大変重要なことかなと考えていますが、再質問を１つさせていただきます。

実際に隊員からは、相談体制や受入れの丁寧さについて高い評価があることを伺いました。それでも３０パーセントといった定住率で、報道に比べてちょっと低いという現実がある以上、次の一手が必要ではないでしょうか。相談体制などの入り口支援に加えて、定住率を高めるための出口のさらなるサポート等が今後の課題ではないかなと考えます。であれば、滝川市として地域おこし協力隊の定住を促進するため、私は次のような支援策を提案してみたいと思います。例えば既にある市の婚活事業ですとか子育て支援との連携による定住支援、それから独自路線の話題性のあるＰＲ活動など、こうした取組をまずはモデル的に一步始めることで地域資源を活用しながらも比較的少ない予算でさらなる市の独自性を出していけるのではないかなと思います。注目を集め、ほかとの差別化を図るために、こうした独自性を出した支援策を今後試験導入する方向で検討していくことについて市の見解を伺います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問にお答えをさせていただきます。

定住に関わるような既存の婚活事業、あるいは子育て支援の事業も取り入れた中で定住に向けてということのご質問でありましたけれども、今おっしゃられたような既存の事業を取り込んだＰＲ活動ということで、募集の段階、それから実際に隊員となられた後の段階、出口のサポートに向けて、そういった事業のＰＲとかご紹介もさせていただきながら、今後関係所管とも連携を取りながら、応募される方あるいは今現在いらっしゃる方にマッチするような市の施策、市の魅力についてもお伝えできるように努めてまいりたいと思います。

○議長 長 高橋議員。

◎４、教育行政

１、青少年健全育成について

○高橋議員 最後に、青少年健全育成についてですが、小学生は公園等で遊んでいると時間の確認を忘れ、夢中になって門限を過ぎてしまうということがあります。先日、私の実家のある苫小牧市に帰った際に夕方５時に小学生の帰宅を促している放送がありまして、数年前から始まったと聞きまして、大変いい取組であると感じました。聞いたところ、江部乙でも実際に過去に鳴っていたことがあるということも確認しております。子供たちからも望む声が出ていることから、本市においても同様に地域の防犯及び青少年の健全育成の観点から同様の取組を導入する考えはないのか、見解を伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 帰宅時刻の案内放送につきましては、ご質問にありました苫小牧市の事例では市内全域に設置されている防災行政無線の屋外スピーカーを活用して帰宅時刻の案内放送をしているということですが、本市においては同様の設備はございません。防災担当にも確認いたしました。が、本市の防災対策の状況ですとか地域の環境も異なりますし、費用面を考えましても市内各所に同様の放送設備を整備することは難しいと考えております。教育委員会としましては、青少年の健全育成や防犯対策を踏まえ、校外生活の決まりを設け、市内の全児童生徒に配付しているほか、各地域の育成会にもご紹介して、学校はもとより地域や家庭において帰宅時間などのルールをご指導いただいているところです。なかなか放送設備を導入するということにはなりません。声かけによる見守り活動に取り組んでいただいている地域もございますので、引き続き学校、地域、家庭が連携し、帰宅時間を含め校外生活の決まりを守れるよう指導、サポートしてまいりたいと思います。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 再質問させてください。

防災無線等の新たな設備の設置が難しいというのは、もちろん財政的や物理的制約がある中から理解いたしますが、一方で今あるものを子供たちの安全のために生かせないかという視点も必要ではないかなと感じています。そこで、今ある小中学校のチャイムを地域にも聞こえる帰宅の合図として活用することはできないでしょうか。調べますと札幌市の一部や農村地域など夕方に学校のチャイムを鳴らす取組が行われていた自治体というのが複数ありまして、新たなコストをかけずに学校と地域が連携したい取組であると考えています。もしかすると一部から音に対する苦情の可能性があったのかもしれないのですが、子供たちの安全性や命と比べたとき、どちらを優先するかは明白ではないかと思います。

加えて、今子供たちに声をかけるだけで不審者通報をされかねないという事態がありまして、地域の大人にとっての見守りは今リスクもハードルも少し高くなっています。ちなみに、去年道内で発生した警察に通報があった声かけ、つきまといなど子供対象事案は５７４件で、その約６割が登下校時間を含む午後３時から６時台に発生しているとのこと。学校チャイムを地域の見守りの一環として使うことについて教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。また、その際の学校や地域との合意形成についても考えを伺います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、学校放送設備の活用ということでの再質問についてお答えをいたします。

学校の放送設備につきましては、基本的には授業の開始や終了、あるいは登下校、あくまで学校活動を前提として放送していることから、校外への活用は現状想定はしておりません。また、仮に放送設備を使っても聞こえる範囲も限定的だというふうに判断をしております。昔と比べて、子供たちが時間を把握する手段として時計ですとかスマホを所持しているお子さんもいらっしゃるし、例えばゲーム機にも時刻が表示されるものもございます。時間を確認する手法というのは様々ございますので、答弁の繰り返しになりますが、まずは設備による解決というよりも家庭での指導あるいは地域の見守り活動にご協力いただく中でルールに決められた時間に帰るという習慣づけをまずは優先していきたいと、その部分を大切にしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○高橋議員 終わります。

○議長 以上をもちまして高橋議員の質問を終了いたします。

藤田議員の発言を許します。藤田議員。

○藤田議員 市民ネットワークの藤田でございます。議長から発言の許可を受けましたので、通告に従い、質問させていただきます。

◎1、行政運営

- 1、E B P Mの導入による政策立案プロセスの変化と今後の展開について
- 2、見えない負債への対応と財政健全性の真の確保について
- 3、市の組織硬直化と人材配置の柔軟性の確保について
- 4、財政制約下における公共サービスの優先順位と市民参加型合意形成について

行政運営、E B P Mの導入による政策立案プロセスの変化と今後の展開についてお伺いいたします。本市では令和6年度にE B P M導入のための業務委託を実施し、モデル事例の構築に取り組まれたと承知しております。

そこで、お伺いいたします。まず、今回構築されたモデル事例について対象となった分野や施策の内容、用いられた分析手法など全体の概要をお示してください。

次に、E B P Mの導入によってこれまでの政策立案プロセスにどのような変化が見られたのでしょうか。また、令和7年度の予算編成にどの程度反映されているのでしょうか。さらに、今後の持続的な運用に向けた課題について職員による自走化の体制づくりはどのような状況でしょうか。また、今後展開を予定している分野や効果検証を継続していく方針について市の考えを伺います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、E B P M、いわゆるエビデンスに基づく政策立案、これについてのご質問についてお答えさせていただきます。

少し細かいこともご説明をさせていただきますので、ご了承ください。令和6年度におきましてデータ分析等の根拠に基づく行政運営を行っていくための新たな試みとしてE B P Mのモデル事例の構築等を行っております。これは、全所属を対象としたニーズ調査を実施し、テーマの妥当性やデータの充足度といった指標を基にモデル事例を選定しており、ふるさと納税の経費分析、それか

ら学童クラブの利用分析、学校区の居住分析、住宅分布の可視化分析という4事業を対象といたしました。分析手法の概要ですが、所管課と対象事業に係る現状把握や課題等のヒアリングを行った上で、分析テーマの検討や分析の仮説、これをワークショップ形式で整理し、保有データの収集、それから仮説に基づくデータ分析を行い、分析手法の整理や分析結果の可視化までを進めたものであり、これが直接令和7年度の予算編成へ反映されるというものではありませんが、今後の施策検討に当たって継続的に活用していくというものとなっております。

それから、従来と比べた政策立案プロセスの変化ということについてですが、現時点で明確なプロセスの変化が見られるという取組には至っておりませんが、昨年度の取組において分析に関わった職員からは、これまでの職員の考えや経験に基づくということだけではなく、これに加えてデータ等の根拠に基づいた合理的な検討を行えることやデータ分析の可視化による多角的な検討が深められるといった意見が出されており、今後この取組を進めることによってより精度の高い政策検討に寄与するものと考えております。

次に、職員の自走化体制の構築状況や今後の方針ですけれども、昨年度は2回の全庁向け説明会を開催し、EBPMの概要説明や先進自治体の取組紹介、それからモデル事例についての検討内容や分析結果などを報告し、EBPMの概念や手法について職員への浸透や定着を図っているところであります。また、モデル事例につきましては、昨年度の取組の中で、分析ツールがありますけれども、これの改善点なども整理しておりますので、今年度においても改善を図りながら分析精度を高め、今後の施策展開に生かしていきたいと考えておりますし、他事業での検討を始める際の手引となりますガイドラインについても整備を進めるなど、取り組み始めたばかりで試行錯誤の状況ではありますが、EBPMによる効果的な行政運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 職員の自走化の部分についてももう少し深掘って質問させていただきたいのですが、本市が今後EBPMを本格的に推進するには外部委託に依存しない形で庁内でデータを活用できる体制づくりが不可欠だと考えています。特に総務省統計局が出している自治体のEBPM支援のためのサイト、データ・スタートや地域経済分析ツールのリーサスを職員自ら日常的に活用できる環境整備が重要ではないでしょうか。こうした自走化のためのサイトやツールの庁内利用を促進する取組についてお伺いいたします。すみません、もう一回補足させていただきたいのですが、私がここで強く質問したいのが、より受動的な講義とか、そういう形ではなくて、能動的にデータ・スタートだったり、そういったサイトを職員自らが調べて活用できているのかということをお伺いしたいです。このサイトはすごく分かりやすく、私自身が見ていたら、これは自分でもできるのではないかなという、まず手順が書いてあったり、先進事例が載ってあったり、例えばEBPMを研究している学者とかともつながれるような、そういったサイトになっているのです。そういったのも活用できているのかということも含めてお伺いいたします。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 自走化についての再質問ということですが、職員が能動的に活用できているかというところですが、これは現在のところまだそこまでは至っていないというのが現状です。昨年

モデル事業ということで4つの事業を選定させていただきました。これは、引き続き今後も精度を上げていくというような手法も行っていくですし、併せて、先ほどもご答弁しましたけれども、ガイドライン、こういうのもつくっていくというふうに考えております。いずれにしても、最終的には職員がデータ収集を自ら行って、それを分析して政策立案に生かすというところを目標としておりますので、ご紹介いただいたサイトなども勉強させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 次の質問に移ります。見えない負債への対応と財政健全性の真の確保についてお伺いいたします。本市の財政状況を考える際、これまでは市債残高や将来負担比率といった言わば見える負債に注目して議論されることが多かったと思います。しかしながら、今後の本市を取り巻く環境を考えますとこれらの数値だけでは捉え切れない課題があるのではないのでしょうか。具体的には、インフラの老朽化により将来的に必要な大規模な更新費用、また人口減少が進む中で税収基盤の縮小や公共施設の維持管理費の負担増など、現在の財政指標には現れない言わば見えない負債とも言うべきリスクを抱えているものと認識しております。真の意味での財政の健全性を確保するためには、こうした中長期的なリスクも十分に考慮した財政運営が求められると考えます。

そこで、お伺いいたします。本市として市債や将来負担比率といった従来の財政指標による見える負債の管理はもちろんのこと、インフラ老朽化や人口減少による将来的な見えない負債も含めた広い意味での財政の健全性をどのように維持、強化していくお考えなのでしょうか。また、このような中長期的な財政リスクについて市民の皆様との信頼関係をどのように維持、強化していくおつもりなのか、市の考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 財政健全性の確保についてのご質問ですが、市の財政運営におきましては、将来負担比率や実質公債比率といった財政指標の分析はもちろん、ご質問にもありました将来的な人口減少等による税収の減、それから地方交付税の伸びが見込めないという中でインフラや公共施設の老朽化対策のほか、市立病院の経営改善の対応などといった課題も残っており、引き続き事業の取捨選択をする中で効果的、効率的な財政運営を行っていかなければならないというふうに認識しております。抽象的でありますけれども、今後につきましても社会情勢の変化に伴う財政需要などもの確に把握をしながら、引き続き財政健全化の確保に向けて対応は進めてまいりたいというふうに思っております。

また、市民の皆様に対しましては、本市の財政状況につきましても広報等を通じて周知に努めているほか、公共施設やインフラ資産などについても各種計画などをお示しして整備や改修を取り進めているところであり、引き続き市民の皆様のご意見もいただきながら、それぞれの施策について推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 再質問させていただきます。

見えない負債は、確かにその名のとおり市民にとって分かりにくいものだと思います。だから

こそ現状や将来の見通しを分かりやすく示すために、広報でも先ほど情報を出しているとありましたが、例えばですが、事務事業評価であったり、公共施設マネジメント白書だったり、そういった形で少しでも見える化することを工夫し、それを市民に少しでも周知することで信頼を積み上げることも必要だと私は考えるのですが、市の考えを伺いたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 インフラですとか、そういったところの見える化というふうに議員がおっしゃっていらっしゃるところ見える化して市民に示すべきではないかというようなご質問かと思います。私もどういった手法でやることによって見える化というのが図っていただけるのかというところは今すぐにはちょっと思いつきませんので、そういった点についても少し勉強させていただいて、市民の皆様により分かりやすく説明ができるということであれば、そういった手法も検討していきたいというふうに考えております。

○議 長 藤田議員。

○藤田議員 次の質問に移ります。市の組織硬直化と人材配置の柔軟性の確保についてお伺いいたします。現在部署間で業務量に大きな隔たりが生じている状況が見受けられます。事業縮小により業務量が減少している部署がある一方で、人材不足が深刻で年度末まで職員募集を続けている部署もあります。このような状況は、限られた人的資源の有効活用ができていないのではないのでしょうか。組織の硬直化により、効率的な人材配分ができていないとも考えられます。これは、市民サービスの質にも影響を与えかねない重要な課題であると感じております。

そこで、お伺いいたします。まず、このような人材配置のアンバランスが生じている要因と組織硬直化の根本的な原因について市はどのように分析されているのでしょうか。そして、その分析を踏まえて問題解決のための具体策をどのようにお考えでしょうか。例えば縦割り組織の枠を超えた柔軟な人材再配置の仕組みや定期的な業務量検証システムの構築など、組織改革に向けた取組が考えられます。より効率的で市民ニーズに応えられる組織体制の構築が重要と考えますが、市の考えを伺います。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 市組織の硬直化と人材配置に関するご質問ですが、職員の配置につきましては時代の変遷による組織規模の変化、または市民サービスの多様化などによる事務事業の変化など、その時々様々な行政課題に常に最も効率的、効果的に執行できる体制を目指しているところであり、各課の業務内容や業務量などを把握するため、適宜所属長との面談などを実施しながら、最終的には市全体の人員配置を勘案し、配置をしているところであります。現在の組織体制につきましては、細かな課題はありつつも基本的には適正に配置できているというふうに認識しておりますが、今後の人材確保などを含めた人事管理においては一層厳しい状況ということが想定されることから、より効率的で効果的な体制を整えるために、人事管理及び庶務事務、これを一元管理できるシステムを導入し、人事管理機能の強化を図りたいというふうに考えております。また、今年度人材育成推進室を設置したところですが、人材育成基本方針の改定作業を予定しており、その中では人事異動を含めた人事管理や職員研修の在り方、そして職場環境の整備など組織体制の強化につながる具体

策について検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 次の質問に移ります。財政制約下における公共サービスの優先順位と市民参加型合意形成についてお伺いいたします。現在本市を含む多くの自治体が厳しい財政状況の中で行政運営を行っているのが実情であります。このような状況において、私たちは避けて通れない課題に直面しております。それは、限られた財源の中でどのような公共サービスを維持し、どこに重点を置くのかという極めて重要な選択であります。従来のようにあれもこれもと全ての分野に満遍なく予算を配分することは、もはや困難な状況にあると言わざるを得ません。しかし、このような厳しい選択を迫られる時代だからこそ、その判断は行政だけで決めるものではなく、市民社会全体の合意に基づいて行われるべきであると私は考えております。なぜなら、公共サービスの受益者は市民の皆様であり、またその財源を負担するのも市民の皆様だからであります。

そこで、お伺いいたします。本市として市民の皆様と共に持続可能な公共の将来像をどのように描いていくお考えなのでしょうか。そして、そのような将来像を実現するために市民の皆様との対話や合意形成をどのような仕組みで進めていくお考えなのでしょうか。市の考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ご質問にお答えをいたします。

市民参加型合意形成についてのご質問ですけれども、各種まちづくりの推進に当たりましては都度効果的な対話手法を選定し、市民のご意見をいただくよう努めてきたところでございます。例を挙げますと、私どもの所管になりますけれども、滝川市総合計画におきましては紙媒体及びインターネットによる市民アンケートの実施、市内10団体へのヒアリング、計6回の市民会議、計5回の市議会特別委員会、パブリックコメントの実施を経て策定したものでありますけれども、その後の各施策推進につきましても市民の皆様のご意見を伺いながら慎重に取り組んでおります。今後におきましても、積極的な対話の機会構築に努めますとともに、従来の形式にとらわれることなく、市民ニーズや時勢に応じた効果的な対話手法の検討を進めてまいります。

○議長 長 藤田議員。

○藤田議員 再質問させていただきます。

先ほどの答弁で市民との合意形成を図っているというような答弁をいただいたのですが、私は市民からはやっぱりまだちょっと対話が足りないのではないかと、情報の提供が少ないのではないかとといったいろんな考えをいただきます。その中でどう合意形成するのが一番いいのかなと、いろいろ各自治体だったりとかを調べている中で、1つ魅力的な取組をしている自治体があったので、提案として質問させていただきたいのですけれども、千葉県我孫子市というところが重要な公共施設や大型事業の是非を市民と共に決める仕組みとして市民投票制度というのを導入していて、これで重要な意思決定を市民としているという、これは魅力的な合意形成の仕組みの一つなのかなと私は考えたのですが、市としてこういった合意形成の方法について、こういった考えなのか伺いたいと思います。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 再質問をいただきました千葉県の我孫子市の事例ですけれども、すみません、把握をしておりませんでしたので、重要な事業あるいは施策を決めるに当たりまして実施されているとおっしゃられている市民投票というものについてちょっとまだ勉強しておりませんので、この機会に勉強させていただきたいというふうに思います。

○藤田議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして藤田議員の質問を終了いたします。

好川議員の発言を許します。好川議員。

○好川議員 新政会、好川でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく2点について質問をいたしたいと思います。

◎1、保健福祉行政

1、民生委員・児童委員について

2、認知症対策の取り組みについて

件名の1でありますけれども、保健福祉行政の項目として、民生委員・児童委員についてお伺いをいたします。昨年でありましたけれども、同様の質問をさせていただきました。第3回定例会でありましたけれども、定数が117名のところ94名の委員ということで、23名が不足だったという答弁をいただきました。現在の状況と今後の活動上の課題についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 滝川市の民生委員児童委員は、令和7年6月時点で定数117名に対し89名となっており、近年の退任の主な理由といたしましては体調不良、これが最も多く、次いで転出、ご家族の事情によるもの、こういうような状況になっております。定数に対する充足率は全国的に低下が続いておりまして、この点については国の検討会において業務の負担感や地域の高齢化、高齢者の就労率の上昇といった様々な要因が指摘されており、本市においても同様に課題であると考えております。

市といたしましては、それらの課題に対し、従来の民生委員活動の負担を可能な限り軽減し、委員がより一層活動を継続しやすい環境を整備する必要があるものと認識しております。その一環として今年度より要綱の見直しを行いまして、一斉世帯調査というものがあるのですけれども、5月に完了するとしていたものを年内に完了するというように改めることや地区民児協活動研修費を全地区一律に引き上げるというような対応を行っているところです。また、厚生労働省より委員の負担軽減を目的とした事務運用の一部見直し等について示されております生活福祉資金貸付制度における民生委員調査書等の省略などについても、順次対応を進めているところであります。

○議長 長 好川議員。

○好川議員 説明にあったような事情があると思いますけれども、昨年よりも不足が多くなっているというのが現状だと思います。これは、一般的には民生委員というのはボランティア活動というような認識を持たれている方が多いと思いますけれども、実際の行動についてはとてもボランティ

アでできるような業務ではないという認識を私は持っております。特に、民生委員の活動の指針の一つに実は災害における活動というものも明記をされております。これは、各地域において民生委員を中心に万が一災害が起きたときの活動の指針がうたわれています。この頃道東のほうでは地震が発生されておりますけれども、いざそういうふうになったときに実は民生委員が災害における活動をしなればいけないということ、ここらあたりも、今お話がありましたように厚生労働省との話というのは随分遠い話に聞こえてしまいます。そういう中で1つ、民生委員も滝川独自でなるかどうかは別にしまして、定年制的なものを考えるべきだろうというふうに思っております。制限がないと、引き受けてもいつまで続くのだろうというようなことを言われております。そんなことも含めて、そういうような考え方を持てるかどうかだけお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 まず、民生委員法に基づきまして委員の職務、これは活動の対象を福祉サービス等の援助を必要とする地域住民全体としていることから、対象者を絞ったりだとか、例えば抜本的な活動の簡素化を行うだとか、国で決めている以外で市で判断しかねる部分というのは結構ある状況であります。ただ、実際には民生委員児童委員連合協議会とも協議を重ねまして、それぞれの地域や委員の実情に寄り添いながら状況に応じて必要な支援を行い、安心して活動できる環境、体制づくりに取り組む形で委員の負担の軽減を図ってまいるということについてはさきに述べたとおりであります。

また、年齢の話も出ましたけれども、基本的に北海道では年齢要件の基準というのは75歳ということで原則として決めているところであります。ただ、柔軟な運用可能ということもありまして、やる気があって引き続きやるのだとおっしゃられている委員の方にお引き取り願うというようなことは考えとしてございませんので、無制限に行ってもいいですよというようなことも認められていることから市も定年制を廃止しているところです。ただ、加齢による体力低下等は個人差も大きいことがありますので、そういう年齢の決めに縛られずに、ご本人の意思を尊重しながら、お話し合いで任期途中でも委員の退任の申出は柔軟に受け付けておりますので、今後も状況に応じた対応に努めてまいりたいと思っております。

○議 長 好川議員。

○好川議員 次の質問に移りたいと思います。項目2でありますけれども、認知症対策の取り組みについてお伺いをいたしたいと思っております。滝川市は、認知症になっても安心して暮らせるまちを掲げており、非常に分かりやすい認知症ガイドブックというものを発行しております。これは、当然窓口等では配付をされていると思っておりますけれども、私からは認知症への市民理解を深めるためにより多くの市民の方にこのガイドブックの存在を広く知っていただきたいというふうに考えております。特に、民生委員、あるいは町内会、あるいは老人クラブなどそれぞれの関係機関や団体にそれぞれ配付してはどうかというふうに考えております。当然財政的な問題もあると思っておりますけれども、ご検討できるかどうかお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 認知症ガイドブックは、認知症の人やその家族がいつどこでどのような医療や介護サ

ービスが受けられるのか、認知症の状態に応じたサービス提供の流れをまとめたもので、国が各市町村に作成を求めている認知症ケアパスの滝川市版として作成しているものです。現在滝川市役所と江部乙支所で希望者にお渡ししているほか、地域の出前講座の機会などでも説明とともに配付しております。また、滝川市公式ホームページにも掲載いたしまして広く公開しているところであります。

認知症ガイドブックについては、多くの方に手に取って見ていただきたいと考えておりますが、ただ配付するだけではなく、出前講座等を通じて認知症についてやガイドブック活用の仕方も併せてお伝えした上でお渡ししたいという考えがございます。また、9月は認知症普及月間として市役所ロビー展示、それから多世代型イベント、おれんじフェスタ、こういったものも開催いたしますので、その中でもガイドブックの周知、配付を行う予定であります。ガイドブックの存在を広く知っていただけるよう、広報や市公式ラインの活用なども行いながらあらゆる機会を捉えて認知症ガイドブックの周知並びに認知症についての普及啓発に努めてまいります。

○議長 好川議員。

○好川議員 ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、滝川市地域包括支援センターを中心に様々な認知症対策の取組が推進されております。その中の一つで、チームオレンジというところの具体的な活動内容をまず教えていただきたいというのと、畑楽という認知症の家族も含めて江部乙のほうで農家をお借りしながら農作業を行う取組の実態があるというふうに聞いております。その成果と実態についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 まず、チームオレンジですけれども、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を受講した方と認知症ご本人が共にメンバーとなりまして、認知症になっても誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して活動を行っております。議員もメンバーの一人だと思いますけれども、具体的な活動内容としましては、介護者の交流や気分転換のための家族介護者交流会、介護者サロンと呼んでいますけれども、こういったもののほか、畑作業を通じて認知症ご本人の外出や健康づくりの機会となるコミュニティ農園畑楽、認知症ご本人のやりたいことをみんなで話し合い、実施する認知症本人の会すまいるで認知症ご本人が活躍し、楽しめるようなサポートをしております。コミュニティ農園畑楽については、認知症ご本人7人が登録しております。そのうち毎回四、五人が参加しておりまして、チームオレンジメンバーは26人中10人前後の方が参加しております。取組の成果についてですが、畑作業を通じて野菜づくりという役割を持ち、作物を収穫することが認知症ご本人のやりがいと達成感につながっております。チームオレンジのほか、滝川市立高等看護学院の学生、国際交流員など多世代交流の機会ともなっておりまして、生き生きと農作業する認知症ご本人の姿は、支援する人、それからされる人、この関係を超えた共に生活する存在であるという認知症の理解につながっております。現在は中道農園というところの1か所で行っておりますけれども、認知症ご本人の参加を随時募集しているところであります。畑楽は畑作業を通じた活動であります。今後も認知症ご本人の声を聞きながら、やりたいことの実現と

認知症ご本人が地域で孤立せず、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられるための活動をチームオレンジと共に進めてまいります。

○議長 好川議員。

◎2、病院行政

1、物忘れ専門外来の設置について

○好川議員 最後の質問でありますけれども、病院行政という項目になっておりますけれども、先ほどから質問しております認知症絡みということでお聞きしたいというふうに思っております。物忘れ専門外来の設置ということでお伺いをしたいというふうに思います。現在滝川市立病院では精神神経科の窓口においてもの忘れ検査入院という案内がパンフレットと併せてされておりますけれども、その場所に行かないとなかなか目につかない案内であります。認知症の早期発見、早期治療に向けた物忘れの検査入院という内容、私自身はまだ受けたことはありませんけれども、内容を見ますと非常に有効な手段となるのだらうというふうに考えました。精神神経科での案内ということでありますけれども、実はこれはなかなか敷居が高いという部分があると聞きます。私がお聞きしたいのは、誰でも相談、利用しやすい名称として、精神神経科を変えろという意味ではありません。隣でもどこでもいいと思っておりますけれども、看板でもいいと思っておりますけれども、精神神経科の中に物忘れ専門外来という設置ができないのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 物忘れ専門外来の設置についてのご質問ですけれども、当院には精神神経科医師が2名、北大医局から派遣されており、日々の外来では初診と再診の患者様をそれぞれ分担して2名の医師が診察しております。物忘れ専門外来と標榜する形になりますと精神科医師の増員と専門外来を行うための高度な設備が確保されなければ標榜はできないということで、現状では困難であるということをご理解いただきたいと思います。ただ、好川議員がお指摘のとおり、当院では認知症の早期発見、早期治療を目的として平成30年11月よりもの忘れ検査入院を実施しております。これは、2泊3日の入院で医師による診察やMRIなどの画像検査、心電図検査、脳波検査、血液検査、尿検査、心理検査といった各種検査のほか、認知症看護認定看護師や精神保健福祉士による相談を行って、2週間後に検査結果をお伝えして、症状に応じて適切な処置へとつなげております。物忘れが気になる、新しいことを覚えられないなどのお悩みを持ちの方には当院職員が患者様やご家族様のご意見を尊重しながらサポートさせていただいておりますので、こちらをご活用いただけますと幸いです。なお、議員のほうからの敷居が高いというお話がありましたけれども、市の地域包括支援センター主催の事業所ネットワーク会議で検査入院について、ケアマネが参加される会議ですけれども、そちらのほうでもPRをさせていただいたり、今年の1月のFMG'skyでは「みんなのタキカワ」の中で検査入院のPRというのをさせていただいておりますので、そういうのも周知しながら利用拡大につなげていきたいというふうに思っております。

○好川議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして好川議員の質問を終了いたします。

福井議員の発言を許します。福井議員。

○福井議員 新政会の福井でございます。議長、質問の前に1点よろしいでしょうか。通告文は読むだけで問題ないのですけれども、口述文がちょっとしゃべりにくいので方言が混じってしまうかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○議長 長 内容が逸脱しない程度で。

○福井議員 承知しました。頑張ります。議長の通告に従って質問を始めたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、文化施設複合化事業について

2、訪日旅行者の取り込みについて

1つ目、市長の基本姿勢について、1個目、文化施設複合化事業について、先ほどの寄谷議員の質問と若干異なるかなと思っておりましたが、答弁が旧ホール以外での様々な可能性を見つけ、判断するといった意味のようですので、このまま質問をします。新聞によると市長は駅周辺整備と文化施設を切り離して取り組むことも視野に入れるという見解をお持ちのようですけれども、一旦停止と決まったからには、市民の目に見える形で2の手、3の手と検討し、スピード感を持って新たな可能性を探る決断を示していくべきではないのですかという観点で質問させていただきます。財源見通しが立たないことを理由に、滝川市駅周辺地区再整備事業は一旦停止になりました。同事業は、大きく分けて駅周辺の環境整備と文化複合施設の整備をセットで行う計画です。しかし、多くの市民が文化施設の早急な整備を望んでいることから、文化施設の整備は同事業から切り離して検討すべきであり、例えば新小学校の整備計画に文化施設の機能を盛り込むといった可能性も考えられます。同事業から文化施設の機能を切り離した検討を行うことについて市長の見解をお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 文化施設複合化事業についてお答えをいたします。

滝川駅周辺地区再生整備事業から文化施設の機能、ホール機能のことかと思いますが、切り離しに関するご質問ですけれども、先ほど寄谷議員の質問にご答弁させていただきましたとおり、現時点におきましては駅前交流施設からホール機能を切り離す考えはございませんけれども、事業の再開に向けては様々な可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 今のお話ですとホール機能に限ったということです。ほかの文化施設についても視野には入っていないという解釈でよろしかったでしょうか。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ご質問いただきました文化施設ということでありまして、もともとは文化施設の複合化事業というのは関係する施設を幾つも複合化しようということでございます。その中で文化センターにありましたホール機能につきましては駅前交流施設、駅前事業のほうで対応するというので一旦は切り離しております。今具体的な案といいますのは、一旦停止しております計

画原案に基づく事業というふうになりますので、今現在としてはホール機能は駅前交流施設、それ以外の文化施設の複合化事業については別途検討するというふうにしております。ただ、これがもし駅前交流施設、駅前事業のほうからホールが離れるとなりますと、また文化施設複合化事業としての全体での見直しをするというのが今の公共施設個別施設計画における内容となっております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 おおよそ分かりました、例え話に私は新小学校を出したのですけれども、これは素人なりにちょっと調べてみたのです。全国でも学校に文化施設を複合させている自治体もあって、文科省のホームページによると、小学校に社会教育施設としてアリーナや多目的ホールを含む公民館等が560施設、さらにこの使用目的がより明確な劇場、音楽堂、文化会館もあるのです。もちろん市にはもう専門家がおるので、甘い考えかもしれないのですけれども、国の補助金のもらい方によっては今までよりも有利な整備ができるのではないかなと思っているのです。駅周辺整備から切り離す部分もあるとのことなのですけれども、もっと自由度の高い検討を内外に示すべきだと思うのですけれども、そういうお考えはありますか。

○議長 長 再々質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 今ご質問いただきました点ですけれども、詳しい中身については私どももちょっと承知をしておりませんので、その辺については調べさせていただきまして、最初の答弁に戻りますけれども、様々な可能性について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 次の質問に移ります。2番、訪日旅行者の取り込みについて、市長も訪日旅行者を取り込んで交流人口を増やしたいと言っていたみたいですが、私としても大賛成で、外国人旅行者によりたくさんのお金を落としていただきたいと考えている次第でございまして、それに対する仕掛けづくりが重要だと思っております。インバウンドという言葉もよく耳になじんできましたが、ただただ情報だけを投げかけるのではなく、情報のキャッチボールができるような方策が必要だという立ち位置でお伺いします。インバウンド需要による経済効果や交流人口の増加につながる取組が全国的に行われています。本市でも公式ホームページやパンフレット等の多言語化により地域在住外国人の生活をサポートしていますが、一方で訪日旅行者に対するアピールが不足していると感じており、より市の魅力や訪日旅行者が求める情報の発信や伝播に特化した取組が必要であると思います。市としてどのような取組が効果的であると思われるのか、考えを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 インバウンド需要のみならず国内需要を含めた外客誘致による経済効果や交流人口の増加につなげる取組は、市の産業振興において重要な観点であると考えております。現在滝川市では、情報の発信、伝播に特化した取組としましてテレビメディアを活用したPRやSNS発信が効果的な施策だと捉えており、特にテレビでの放送は効果的であるというふうに考えております。昨年よりテレビ局への番組制作を委託しているところでありますが、この番組は台湾、香港、それからシンガポールなどでも再配信をされたり、ユーチューブにもアップロードされ、それを見たという海外の方が増えているのも実感しております。市の代表的なイベントでもありますたきかわ

菜の花まつりやたきかわ紙袋ランタンフェスティバルなどに訪れる外国客も年々増加している傾向にあり、メディアへの露出やSNSなどでの情報発信を強化してきたことが徐々に成果として現れてきていると考えております。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 大変積極的に努めていただけたということが判明しました。では、1点だけ再質問をします。

増えているという手応えがあるとのことなのですから、こういった受入れ態勢の把握とか受入れ態勢の拡充の展開についてとか、何かお考えがあるようでしたら教えてください。

○議長 長 再質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 情報発信の後にきます受入れ態勢ということかと思います。最近、個人客、いわゆるFITという形のお客さんが非常に増加しているというふうに考えております。やはり観光の受入れということをつかえと、交通であり、宿泊であり、それから食事、体験、お土産と一連のプログラム、こういったものがきちとつながっているということが重要だというふうに思います。先ほどの質問の答弁でもありましたけれども、地元のプレーヤーの方がかなり充実をしてきており、新しく活躍される方が出てきておりますので、そういった方々と今も個人客については問合せを受けながら、道案内をしたり観光スクエアで案内をしたりということをやっておりますけれども、さらに関係団体と連携をして充実をさせていきたいというふうに思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

◎2、行政運営

1、各団体に対する補助金等について

次の質問に移ります。2の行政運営、1の各団体に対する補助金等について、毎年度全部の補助金について審査なり検討なりをきちと努めてくださっていると思うのです。けれども、財政見通しがつかない大変なときこそこういったことにしっかり光を当てていかなければいけないし、少しでも支出を抑えて将来に備えることが大事なのではないのですかという視点で質問させていただきま。す。滝川駅周辺地区再生整備事業の一旦停止をはじめ、本市は多岐にわたる喫緊の課題に直面しています。不安のない市民生活を実現するためには市政の健全経営が不可欠であることから、あらゆる支出の見直しが必要であると考えます。各団体に対する補助金等の今後の在り方について、どのような方針であるのかを市長にお伺いします。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、私からお答えさせていただきますが、方言については私もあまり聞き慣れていないものですから、適切に答弁できているかどうかは分かりませんが、答弁させていただきます。

補助金等の今後の在り方についてのご質問ということですが、本市の施策推進に当たりましては、将来の財政需要も見据えながら、既存事業においてもスクラップ・アンド・ビルドの視点を常に持

ち、事業の見直しも行いながら財政運営に取り組んでいるところであり、今後についても引き続き様々な角度から歳出の抑制に向けた検討を進めていく必要があるというふうに考えております。その上で、各団体に対する補助金等についてですが、この補助金につきましては事業に対する補助であり、毎年の政策協議や予算協議等において事業の必要性や財政負担の妥当性などを検討しながら取り進めているところであり、これについても今後も引き続き時代のニーズを踏まえた事業の見直しなども行いながら必要な対応を行っていきたいと考えております。

○議 長 福井議員。

○福井議員 団体ではなく、あくまで事業に対しての補助金であるとのことですが、もちろんそのとおりでございますけれども、長年にわたって補助金等を交付している場合、当初の目的と違ってないのかなというふうな感じがしまして、例えばある団体ですけれども、事業における人件費相当の補助が算定がされていまして、多分発足当初の人件費相当の補助という、この事業の基盤づくりのための補助であるように推察されるのです、私としましては。となると、その補助を、将来に向けて団体の自主運営を促していくべきところだと思うのですが、これが長年にわたって客観的に見て安定してきた事業に対して補助を続けていることに対し、どのような妥当性があるのかなということをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 先ほども答弁させていただきましたが、毎年補助金等につきましても政策協議、それから予算協議などにおいてそれぞれの事業の必要性、それから妥当性、それから補助金を支出する内容、おっしゃっていましたが人件費相当の部分があるのかとか、そういったところは一つ一つ妥当性についてはチェックしているということです、これは引き続きそういう体制で行っていきたいというふうに思っております。

○議 長 福井議員。

○福井議員 次の質問に移ります。市が補助金等を交付している団体は、重要な市民サービスを提供しています。しかし、中には事業規模に比べて大きな資金力があり、市から支援がなくとも当面事業の実施に支障がない団体もあるように思われますが、そういった団体にこそ市長自らが市の支出縮減の必要性を説明して交付の一旦停止に理解と協力を得るべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 団体への補助金交付の停止についてというご質問ですが、さきのご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、本市の補助金は事業に対する補助ということです。当該団体の運営に対する支援ではないということから、当該団体の資金力に応じて補助金等を調整するという手法は適当ではないというふうに考えております。一方で、健全な財政運営に当たっては常に補助事業も含めて既存事業の見直しを行っていく必要はあるというふうに考えているところでありますが、議員もご指摘をされておりましたとおり、各団体の取組が市民サービスの向上に寄与しているという面がありますので、この点も踏まえながら必要な対応は検討してまいりたいと思っております。

○議 長 福井議員。

○福井議員 今ご説明いただいたとおりかと思うのですが、私も含めた市民感情で最後にちょっとお伺いしたいのですけれども、よく分からないところなので調べたところ、ある団体は年間事業費の約5倍のお金を持っているところがありまして、私の意見ですが、しばらく補助金がなくてもいける気がするのです。滝川市でいったら今年の当初一般会計が245億円なのです。これは単純計算で5倍したら1,250億円ほど滝川市は持っていることになるのです。そんなお金は、多分滝川市はないと思うのです。お金をたくさん持っていないのに何でお金をたくさん持っているところに、しかも全然逼迫していないところに補助を出していかなければいけないのですかと、こういった団体に対して補助の妥当性はどうなのですかというのをちょっとお伺いしたいです。

(何事か言う声あり)

○議 長 マイクのところでしゃべってください。

○福井議員 先ほどの説明の繰り返しだけで申し訳ないので、市民感情が納得する説明というのは先ほどのご説明ではちょっと僕は納得できないなと思ったので、市民感情が納得できる理由がいただけたらと思います。失礼しました。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。副市長。

○副 市 長 再質問に対してご答弁をさせていただきます。

市民感情というお話がございましたが、そもそもこの質問については団体への補助金という趣旨でのご質問でございますので、それぞれの団体の残高といいますか、そういった部分につきましてはそれぞれの団体独自の会費あるいは事業収入によって確保されているという場合もございますことから、残高とか、そういう多寡によるものではなく、先ほど部長から答弁があったとおり、その事業の効果、あるいは見直しに伴う市民サービスへの影響も加味しながら、仮に必要なあれば見直し検討を行っていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議 長 福井議員。

○福井議員 よく分かりました。

◎3、病院行政

1、医師の確保・働き方について

次の質問に移ります。3、病院行政、1、医師の確保・働き方について、医師不足は全国の地方都市共通の問題であり、市も医師の獲得に懸命に努めていますが、思うような医師の確保には至っていません。医師の今年度における中途採用や来年度の招聘予定、退職などによる人員増減について今後の見込みなどをお伺いします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 医師の増減に関してのご質問でございますけれども、市立病院の医師確保につきましては、道内の3医育大学とのパイプを基本として派遣を継続、維持していただいております。ただ、令和7年度当初の派遣において整形外科、麻酔科、循環器内科の医師がそれぞれ1名減らされるというような状況にあります。福井議員がご指摘のとおり、思うような医師確保には至っていないのが現状でございます。

今後の人員増減につきましては、現時点で確定した情報を持ち合わせておりませんので、動向を申し上げることはできませんけれども、現在の医師数がさらに減ることのないように院長や副院長を先頭に医育大学への働きかけを行うほか、過去に医師の紹介会社を活用して独自採用につなげたケースもございます。連携や提案を積極的に活用して採用につなげていきたいと考えております。また、道外の医育大学や医療機関の内科専攻医の研修プログラムの連携施設に当院を新たに追加していただくと医師派遣につながる可能性もございます。卒後3年から5年の医師を内科専攻医と言いますけれども、各機関を訪問して北海道や滝川市の魅力をPRするとともに、当院への研修医の派遣の依頼を行ってくる予定でございます。今後も地域の皆様に安全で安心な医療を提供していくために医師の確保に全力に取り組んでまいります。各議員におかれましても、医師の採用に関する情報をお持ちでしたら、ぜひ紹介していただきますと幸いです。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 現時点では来年度初頭の医師の人員が確定はしていないということです、これは1つ心配なことがあるので、お伺いしたいと思うのですけれども、つまり現時点では来年度以降に持っていく経営改善計画にも医師の数は確定していないということで計画に申し送りしているという認識でよろしかったでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 現時点で、経営改革の強化プランの中で医師も含めた職員数については現状は変えておりません。ただ、今後病床の削減ということを再三申し上げておりますけれども、その中でコンパクト化をするのであれば、やはり職員の現状の数の見直しをしていくということも観点でございます。医師に関しては、基本的には多いにこしたことはありません。特に不足している科もございますから、こちらについては全力で確保に努めてまいります。現在の医師については、可能であればそのまま維持をして、診療報酬も下がることのないように考えてまいりたいというふうに考えてます。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 すみません、1つと言っていたのですけれども、今答弁のほうでちょっと病床の削減のお話が出たので、少しそれで。先ほどの三上議員の質問では、病床削減によってドクターの招聘に影響が出る可能性があるというようなお話もあったのですけれども、それは病床を減らすことによる充足率とそのリスク等を理解した上で病床を減らしたほうが有利であるという判断でよろしかったですか。

○議長 長 答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 今市立病院の経営状況が令和6年度決算で非常に大きな赤字を生んでしまったというような事態になっております。この赤字を解消するのに、やはり事業のコンパクト化を考えていかなければならない。若干今のご質問と答弁の趣旨がずれるかもしれないのですけれども、170床しか入院患者がいらないのだという現状は正しく認識しなければならないのだろなというふうに考えております。その中でいろんな市立病院でやっている取組は、コンパクト化をしていく、事業費を削減していく、あるいは新たな収益の可能性を模索していくということで、今そこに踏み

切らないとなかなかそういった経営改善にかじを切れないというような現状にあるというふうと考えております。仮にリスクをしょってでもそういうふうに一歩踏み出すというところが令和7年度以降の取組かなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 福井議員。

○福井議員 大変苦勞していることがよく分かりました。

次の質問に移ります。医師不足により勤務医の負担が非常に増加しているとのことですが、勤務医の負担軽減を図るための各種対策が現在の医師不足に即しているのかを伺います。

○議長 長 質問に対する答弁を求めます。市立病院事務部次長。

○市立病院事務部次長 勤務医の負担軽減を図る対策に関してのご質問ですが、当院では多職種によって構成します勤務医・看護職員の負担軽減及び処遇改善対策委員会において滝川市立病院における勤務医負担軽減計画というものを策定をして、医師の負担軽減に向けた取組を進めております。具体的には、医師から他職種でも行える業務のシフト、常勤医が不足している科の外来や休日当番、当直などへの出張医の確保、医師事務作業補助者の採用などにより、医師の業務量が過多とならないように努めているところでございます。これらの対策が着実に成果を上げている一方で、内科、外科などの診療科は医育大学の医局への入局者の減少が顕著となっております。また、医師の都会志向も年々強くなっておりますので、その結果として当院においては近年救急医療に関わるような診療科の医師の減少が著しく、診療体制に大きな影響を及ぼしております。勤務医の負担軽減に関しましては、医師の働き方改革の施行も含め、各病院が積極的に取り組んでいることでもございますので、なかなか医師不足に対する有効なアプローチに至っていないというのが現状でございます。

○福井議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして福井議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員